

官報

号外 昭和二十八年二月二十七日

○第十五回 参議院會議録第二十八号

昭和二十八年二月二十七日(金曜日)午前十時四十分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十八年二月二十七日

午前十時開議

- 第一 酒税法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は閉議を省略いたします。

昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 油井賢太郎君
- 文部委員 山縣 勝見君
- 同 加納 金助君
- 農林委員 西山 龜七君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 法務委員 加納 金助君
- 文部委員 西山 龜七君
- 同 油井賢太郎君
- 農林委員 山縣 勝見君

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
 法務委員会に付託

旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部を有効化等に関する法律の一部を改正する法律案
 大蔵委員会に付託

日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
 電気通信委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(河井彌八君外二名発議)
 同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案
 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

航空業務に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案
 農林委員会に付託

農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特別に関する法律案
 農林委員会に付託

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案
 昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案
 大蔵委員会に付託

刑法等の一部を改正する法律案
 法務委員会に付託

昭和二十六年度一般会計予備費使用總調書(その2)
 昭和二十六年度特別會計予備費使用總調書(その2)
 昭和二十六年度特別會計予備費使用七条及び第八条に基く使用總調書
 昭和二十七年年度一般会計予備費使用總調書(その1)
 昭和二十七年年度特別會計予備費使用總調書(その1)
 決算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

恩給法の一部を改正する法律案

警察法案
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を労働委員会に付託した。

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案
 同日委員長から左の報告書を提出した。

酒税法案可決報告書
 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案可決報告書
 同日左の質問主意書を内閣に転送した。

不当にして人権を全く無視した強制送還に関する質問主意書(須藤五郎君提出)

同日議長において採択することを議決した三陸沿岸縦貫鐵道完遂促進に関する請願外二十七件の請願および三陸沿岸縦貫鐵道完遂促進に関する陳情外三件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案
 海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案
 海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

〔藤原道子君発言の許可を求め〕
 ○議長(佐藤尚武君) 藤原道子君

○藤原道子君 私はこの際、駐留軍人の子女及び警察官に対する暴行事件と売春行為対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬助治君 私は只今の藤原道子君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 藤原君の動議に御異議ございませんか。
 〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕「しつかりやれ」落ちついてと叫ぶ者あり

○藤原道子君 私はこの際、駐留軍人の子女及び警察官に対する暴行事件と売春行為対策に関する件につきまして、御質問申し上げたいと存じます。吉田総理初め各所管大臣より責任ある御答弁をお伺いしたいと存じます。

政府は、總理を初めといたしまして、事ごとに道義の高揚をやかましく主張されておりますが、一体、道義の根源はどこにありとお考えでありますでしょうか。各地における青少年の特に性犯罪、半童の桃色遊戯等の取調の際、彼らは係官に対して、アメリカ兵の真似をしたことがなぜ悪いかと反問し、大人の世界に一杯の抗議をいたしておるのであります。自由の國、民主主義の國、野蠻國日本を指導し、併せて日本の安全を守るために駐留していただけるのだと教えられ、信じている彼らのこの言葉を、總理を初め大臣方は何とお聞きになるでござい

自治大学校設置法案
地方行政委員会に付託

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 議長報告 會議 駐留軍人の子女及び警察官に対する暴行事件と売春行為対策に関する緊急質問

ましよう。次代の責任を負うてくれる大切な青少年を蝕みつつある不幸な原因を取去ることこそが、先ず絶対に大事なことではないかと存するのでございます。悪夢のような戦争によつて、占領下の苦しい生活への移行も、吉田政府の言うところの信頼と和解と友愛の調和条約の締結となり、昭和二十七年四月二十八日、いよいよ日本は独立国となつたのでございます。ところが、安全保障条約による行政協定によつて日本の全土は端から端まで米軍の駐留基地と相成り、これら基地を中心としたして、国民の想像も付かないところの歓楽街は出現する。経済的貧困から、戦争の傷手から、生活を破壊され、或いは米軍の擬装恋愛、結婚予約不履行等から、乙女の純情を裏切られたり、これらによつて自暴自棄となつて転落した、かわいそうな娘たち、これを食ひものにするボスの出現等、全く風紀の紊乱は極度に達しております。動盪を世界に誇つた青年たちも、基地附近におきましては、勤労意欲の頹廃となり、性病はその若い肉体を蝕み、半童は学ばふべき半校さへも失うというやうな実情にあります。

それから、米軍の暴行事件は、昨年十二月まで独立後八か月間におきまして千八百七十八件を数え、なお泣き寝入りになつております件数は膨大な数であらうと想像されております。宮城県某基地附近におきましては、夜中にキャンプから飛出して来た米兵が、民家の一軒々々を、女はいないか、女はいないかと、戸を叩いて呼び起すとか、いつやつて来るかとの不安は、男子所用の外出さへもできず、日夜不安に駆られてゐるといふ事例さへあります。

これが一体独立国と言へるでしようか。紳士国を以て任ずる米国民のなすべき所業でありましようか。過日衆議院におきまして、我が党の長谷川保氏が、沼津事件を中心に質問されましたとき、政府は、実情を調査し、嚴重に抗議をすると言明され、又、米兵の他の類発したる事件等につきましては、その都度、行政協定によつて処罰されてゐるとの言明でありましたが、私はこの際、これらの暴行事件が如何に取扱われたか、議會を通じて国民の前に明かにすることを要求いたします。このことは、米軍に裁判権があることによつて、どうせ閣から閣へ移されてゐるのであらうと、最近とみに米軍に対して不信的に反米的に傾きつつある日本国民に、その公平なる処置が示されることこそ、米軍にとつても、その信頼を高め、且つ日米友好に役立つものと信ずるが故にお伺ひいたしたのであります。即ち、今日まで何件が起訴され、如何なる判決をされたかを明かにされたいのであります。昨年の西多摩における女教師に対する米軍兵士二名の強姦事件の判決は、日本側から見まするとき、明かに強姦であるにもかかわらず、凶器を以て脅迫しなかつたとか、或いは又相手方に傷を付かなかつたとか、辱を許したではないかとか、暴力で大男の米兵が口を蔽つたことが明かであるにもかかわらず、これらの理由によりまして和姦と見ての無罪の判決でございました。これらについては、アメリカの習慣から罰するのではなく、又敗戦国の女性だからというわけでもなからうが、日本の国民感情を無視し、教師としての立場から、日本女性として必死の勇氣を以て抗議したこと

に對し、明らかに勝者の横車のような感じのする判決に對しましては、何らかの申入れをすること等はできないものでございませうか。独立国らしい道が少しは認められなければ、今後もしばしば問題が起り、その都度日本の民心が米國を離れるのではなからうかと案じられるのであります。この危険多き弱ひ女性の立場を思ひますとき、特にお伺ひいたすのでございます。なお、警官が逮捕に際しまして万一発砲したとき、不幸にして射殺等の事態が起りました場合、この責任はどうなるかを、この際、明かにしておきたいと存じます。

曾つてアメリカは、第一次欧州大戦のとき、三百万の青年を動員いたしました。国内におきましては五マイル・ゾーン、十マイル・ゾーンを設定し、五マイル以内には酒場を置かない、十マイル以内には売笑場を許さないといふ規定を設けまして、この際、逮捕されました私娼は一萬五千名に上つたと言われております。かくて米軍は、その母の手から託されました青年を、その家庭を離れてゐる間、決して墮落させない方針で、彼らを預かつて来たのでございます。更に、彼らが仏國の戦線に向きましたとき、フランス当局は米軍司令官に向いまして、貴軍は幾ばくの女子を必要とせらるるかとの問に對しまして、事、米軍に限りその必要なしと言明し、終始それで一貫してあります。私は、米軍の日本進駐に對し、この尊い母に代つて青年の純潔と健康と墮落から青年を守つた米軍をこそ、信頼し、期待してゐたのであります。併しこの期待はみごとに裏切られました。某地附近の百鬼夜行の有様

は、半童の娼學する所まで荒され、幼い米兵の行為の真似をして遊ぶ状態は、ひとり日本の母を悲しませるのみならず、遠く我が子の上を思うアメリカの妻が、母たちが、若しこの実情を知りましたならば、その歎きと、当局に對する不信と憤りは、どのような結果を招くであらうませうか。それとも、アメリカの婦人尊重、正義人道とは、アメリカ国内だけであつて、ヨーロッパではそれは紳士道を守るが、アジアの國々においては、その国内法を無視し、何をしてもよい、軍紀も何も通用しないことになつてゐるのでございませうか。(それが植民地です)と呼ぶ者あり)婦人解放の立場からも、外國事情に明るい外務大臣に特にお伺ひいたしたのでございます。

一九五二年七月二十四日の朝日新聞は、オハラ米國上院議員がラダエツト国防長官に對し、日本で陸軍要員を對象とする売春行為が盛んに行われ、これを米憲兵が傍觀してゐる旨の日本の苦情文を提出して、実情調査を要求したのでございます。陸軍当局は七月二十三日、オハラ議員に對し、次のやうな回答をいたしております。

一、日本は売春は數百年來行われており、政府はこれを黙認してゐる。

一、若干の地方を除いて、日本の取締法規は売春禁止よりは性病予防を目的としてゐる。

一、米軍当局においては売春を行つたり又はこれに關係ある日本人を取締る管轄権はない。

と言明いたしておるのでございませう。売春國である旨を世界に向つて闡明されたのであります。日本政府は

これに對して何らか抗議されたかを伺いたないのでございます。

なお、アメリカ国内においてかかる答弁をしてゐる米軍当局が、日本において真に何らの介入をしていないのでございませうか。昭和二十七年六月二十八日附で第二十四歩兵師団司令官ジョージ・W・スマイズ少将は宮城県知事に對し、昭和二十七年八月十二日附で第三十四連隊司令官ケレン・A・ファリス大佐は静岡県知事に対して、売春問題に對し性病の責任を一方的に日本側に押付け、その対策の強化を双方協議の上で樹立することを指示し、なお、その手紙の中におきまして、極東軍最高司令官クラーク大將及び第二十四歩兵師団司令官スマイズ大將が、深く個人的關心を寄せ、積極的処置を示唆いたしておる旨を伝え、「師団予防疫、民事部代表、県渉外部、公衆衛生、予防各課長、國警代表等が集まつて調査の會合を持ち、積極的手段によつて」云々と、その手紙はなお最後におきまして、本件に對して最大の援助を借じてくれと結んでおるのでございます。これが単なる個人的手紙で、果して強制力を持たないで、自由なものかどうかは、言うまでもなく明かなことでありまして、その結果、驚くべき方針がとられて、国内法規は無残にも無視されて打ち破られてゐるのでございます。即ち、接客婦と売春常習者に對しましては、二色の、白色と青色の空真貼付の「健康の葉」といふ売春パスポートが発行されました……(実物を示す)このやうなパスポートが発行されておるのでございます。(誰が出したのだ)と呼ぶ者あり)或いは又、米軍の協力の結果、このやうなバ

〔國務大臣犬養健君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(犬養健君) 山崎さんにお答え申し上げます。(違ふじやないか)「藤原さんですよ」と呼ぶ者あり) 日本側といたしましては、アメリカ兵に限って日本人の犯罪者と區別して答えて下されません。(良心を以て答えて下さいよ)と呼ぶ者あり)先ほど沼津事件或いはその他の事件でお話がありました、そのときも特にアメリカ兵であるからといつて遠慮をしないように言つてあります。中には、勇敢に先方に立ち向ひました捕縛して感謝状をもらつてゐる者もあるのでございます。御指摘の沼津事件におきましても、警官は殴打されましたけれども、直ちにそれを捕まへまして、再び捕まへまして、一人逃げましたが、目下嚴重な捜査をしてゐるというわけでありまして、決して區別をするという觀念を持たしておりません。これは言明をいたすことができません。又外務大臣からお話がありましたように、アメリカ兵といへども、日本の法律に違反したときは、その故を以てアメリカの軍事裁判を受けるのであります。その受けた結果は、合同委員会を通じて外務省にいろ／＼報告をして参つておるのでございます。その結果は、ずつと眺めておきますと、日本人が予期してゐるよりも重くする方針をとつております。

それから、売春行為の取締でございますが、これは性病予防という観点だけではやつておりません。御承知のように、刑法や昭和二十二年勅令第九号或いは軽犯罪法、或いは児童福祉法等、いろ／＼な角度から取締をしておるのでございます。これについてもアメリカ

カ兵に対して例外措置を講じてはならぬという方針でやつております。(健康パスポートはどうかするのですか)文化大臣しつかりしろ)と呼ぶ者あり) それから、この売春取締の将来の政策でございますが、これはただ犯罪を取締るといふばかりでなく、これは藤原さんも御承知の通りでございますが、広く厚生施設或いは社会福祉のテンプなどと一緒にしなければならぬので、目下この点は私も寒心に堪えませんが、関係当局と準備中でございまして。(拍手)

〔國務大臣山縣勝見君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(山縣勝見君) お答えを申し上げます。 第一点の検診カードに対する御質問でございますが、売春行為なり或いは性病等に関する御質問は、政府は、只今他の大臣からお話のありました通り、何とかしてかような社会悪を社会から除去したいという努力は続けて参つたのであります。但し御承知の通り、性病予防の点から申しましては、風紀の点から申しましては、まだ万全でないことは、これは政府も認めておるのであります。今後ともその努力は続けたいと思つて、殊に、この駐留軍基地におきます検診カードにつきましては、厚生省といたしましては、これは禁止いたしておる。昭和二十一年以来数回に亘つて都道府県に対して注意を出しております。殊に最近に至つては性病予防或いは伝染病予防の全国会議を開きまして、これらの点についても万全を期して、昨年の十月以来、これらの問題につきましては、外務省を中心にして何らかの策を講じたいと思つて協議をいたし

て参りましたが、最近、合同委員会の下に小委員会を設けて、この問題の解決に當りたいと思つております。 第二点の、いわゆる佐世保留軍であります。これは只今のお話では、日本に會つてない菌が今回駐留軍によつてもたらされたというお話でございます。これは日本にも存在したものであります。ただ、学術上の認定において、いわゆる駐留軍はこれを軟性下疳と見、日本側においては軟性下疳と認めておりませんので、いわゆる従来の性病の範囲に入れるかどうかの認定に相違があつたわけでありまして、但し、認定の相違はありますが、只今では性病の対策をとつております。生理學上、性病と見るかどうかにつきましては、むしろ学術上の見解の相違はありますが、対策はとつております。

第三の、いわゆる性病の予防対策であります。これは委員会等においても藤原さんにはば／＼お話申上げておるのであります。詳細は省略いたしますが、先ずこれらこれらの性病患者の早期発見に努める。いわゆる強制検問、診断等により、患者の早期発見に努めて早期の医療に尽し、なお又、併せて、低額治療、低廉治療をやつて行きたいと思つて、昭和二十七年年度においては一億三千万円、昭和二十八年年度においては一億八百万円の予算を計上して、これらの対策を講じております。

第四の、これらの転落婦人に対する援護の問題であります。これらに對しましては、只今十七カ所の婦人福祉施設を全国に持つて、或いは授産、或いは生活補導、或いは職業の補導、職

業斡旋、これらに努めております。なお、昭和二十八年年度の目標といたしましては、大体九百九十人ぐらゐを対象といたしまして、三千三百万円の予算で以てこれらの対策を講じたいと思つております。 最後にお尋ねの、国連加入に際してこれらの売春禁止に對してどういふ考え方であるかといふお尋ねであります。これは恐らく一九四九年の十二月に国連が承認いたしました人身売買及び売春によつて利益を得るものに対する禁止の条約であるかと思つて、これは、この前いつか予算會議においても御答弁を申上げましたが、これは売春そのものを禁止する条約でございせんので、これに加入いたしたいと思つて、これに相成らんと思つて、先ほど申し上げました通り、売春そのものは社会悪でありますから、先ほど犬養大臣のお話の通り、公衆衛生或いは風紀、治安、その他のいろ／＼の点から、総合的に政府としては万全の方策を講じて行きたいと、か

〔國務大臣廣川弘毅君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(廣川弘毅君) お答えいたします。 農地は非常に大事でありますので、駐留軍の用地に關してもこれは慎重に取扱つておるわけでありまして、只今までに合同委員会において要求されたものは大体十五万町歩であります。そのうち約十町歩がまだ協議が調わぬようなわけでございまして、私たちがいたしましては、成るべく農地を潰さないで、その他の土地で利用を願うようにいたしておるようなわけ

であります。又、万止むを得ず農地を使用する場合におきましては、これは農民に与える影響が大いなのでございまして、その被害を極力少くするため、私たちの間において要綱を制定いたしまして、要綱に基いて処理をいたしておるようなわけでありまして。(吉田總理によく話しておけ)と呼ぶ者あり)

〔松浦清一君発言の許可を求む〕
 ○議長(佐藤尚武君) 松浦清一君。 松浦清一君 私はこの際、濟州島沖における日本人射殺事件に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 松浦君の動議に御異議ございませんか。 〔異議なし)と呼ぶ者あり) ○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕
 ○松浦清一君 私は、本年二月の四日に朝鮮の濟州島沖で起りました日本人の漁船船員の射殺事件に関する緊急質問を行いたいと存じます。 この事件の概要を申し上げますと、二月の四日の八時十分から八時二十分頃に、農林漁区二百八十三区、北緯三十三度三十一分、東經百二十五度五十一分の、これは濟州島西方約二十マイルの地点でございまして、この地点で、福岡市にありまする大邦漁業株式会社所有の第一大邦丸、第二大邦丸の両船が操業をいたしておりました際に、韓国漁船の昌運号という船が近づいて参りまして、どうも今までの附近にお

で参りましたが、最近、合同委員会の下に小委員会を設けて、この問題の解決に當りたいと思つております。 第二点の、いわゆる佐世保留軍であります。これは只今のお話では、日本に會つてない菌が今回駐留軍によつてもたらされたというお話でございます。これは日本にも存在したものであります。ただ、学術上の認定において、いわゆる駐留軍はこれを軟性下疳と見、日本側においては軟性下疳と認めておりませんので、いわゆる従来の性病の範囲に入れるかどうかの認定に相違があつたわけでありまして、但し、認定の相違はありますが、只今では性病の対策をとつております。生理學上、性病と見るかどうかにつきましては、むしろ学術上の見解の相違はありますが、対策はとつております。

業斡旋、これらに努めております。なお、昭和二十八年年度の目標といたしましては、大体九百九十人ぐらゐを対象といたしまして、三千三百万円の予算で以てこれらの対策を講じたいと思つております。 最後にお尋ねの、国連加入に際してこれらの売春禁止に對してどういふ考え方であるかといふお尋ねであります。これは恐らく一九四九年の十二月に国連が承認いたしました人身売買及び売春によつて利益を得るものに対する禁止の条約であるかと思つて、これは、この前いつか予算會議においても御答弁を申上げましたが、これは売春そのものを禁止する条約でございせんので、これに加入いたしたいと思つて、これに相成らんと思つて、先ほど申し上げました通り、売春そのものは社会悪でありますから、先ほど犬養大臣のお話の通り、公衆衛生或いは風紀、治安、その他のいろ／＼の点から、総合的に政府としては万全の方策を講じて行きたいと、か

第五節 納税の担保(第三十一

条—第三十六条)

第六節 酒類審議会(第三十七

条—第三十九条)

第七節 雑則(第四十条—第五十

三条)

第八章 罰則(第五十四条—第六

十二条)

附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 酒類には、この法律によ

り、酒税を課する。

(酒類の定義及び種類)

第二条 この法律において「酒類」と

は、アルコール分一度以上の飲料

(うすめて飲料とすることができ

るものを含み、アルコール専売法

(昭和十二年法律第三十二号)の規

定の適用を受けるアルコールを除

く。)をいう。

2 酒類は、清酒、合成清酒、濁

酒、焼酎、味りん、白酒、ビー

ル、果実酒及び雑酒の九種類に分

類する。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、左の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 「アルコール分」とは、摂氏十

五度の時において原容量百分中

に含有するエチルアルコールの

容量をいう。

二 「エキス分」とは、摂氏十五度

の時において原容量百立方センチ

メートル中に含有する不揮発

性成分のグラム数をいう。

三 「清酒」とは、左に掲げる酒類

イ 米、米こうじ及び水を原料

として発酵させて、こしたも

の

ロ 米、水及び清酒かす、米こう

じその他政令で定める物品を

原料として発酵させて、こし

たもの(イ又はハに該当する

ものを除く)。但し、その原料

中当該政令で定める物品の重

量の合計が米(こしじ米を含

む)の重量をこえないものに

限る。

ハ 清酒に清酒かすを加えて、

こしたも

の

四 「合成清酒」とは、政令で定め

るところにより、アルコール、

焼酎、味りん又は清酒とぶどう糖そ

の他政令で定める物品を原料と

して製造した酒類で、その香味、

色沢その他の性状が清酒に類似

するものをいう。

五 「濁酒」とは、左に掲げる酒類

をいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料

として発酵させたもので、こ

さないも

の

ロ 米、水及び麦その他政令で

定める物品を原料として発酵

させたもので、こさないも

の

六 「焼酎、味りん」とは、左に掲げる

ものでアルコール分四十五度以

下の酒類をいう。

イ 清酒かす、合成清酒かす、

味りんかす、清酒、合成清

酒、濁酒、味りん若しくは白

酒を蒸りゆらしたも又はこ

れをさらに蒸りゆらしたも

て発酵させたものを蒸りゆら

したも又はこれをさらに蒸

りゆらしたも

七 「味りん」とは、左に掲げる酒

類をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎、

又はアルコールを加えて、こ

したも

の

ロ 米、米こうじ及び焼酎、

又はアルコールに味りんその

他政令で定める物品を加え

て、こしたも

の

ハ 味りんに焼酎、又はアル

コールを加えたも

の

ニ 味りん、味りんかすを加え

て、こしたも

の

八 「白酒」とは、左に掲げる酒類

をいう。

イ 米又は米こうじに清酒、濁

酒、焼酎、味りん又はア

ルコールを加えて、すりつぶ

したも

の

ロ 米又は米こうじ及び清酒、

濁酒、焼酎、味りん又は

アルコールに水を加えて、す

りつぶしたも

の

九 「ビール」とは、左に掲げる酒

類をいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料

として発酵させたも

の

ロ 麦芽、ホップ、水及び米そ

の他の政令で定める物品を原

料として発酵させたも。但

し、その原料中当該政令で定

める物品の重量の合計が麦芽

の重量の十分の五をこえない

ものに限る。

ハ ビールに炭酸ガスを加えた

も

十 「果実酒」とは、左に掲げる酒

類をいう。但し、イに掲げるも

の以外のものについては、エキ

ス分五度未満のものに限る。

イ 果実を原料として発酵させ

たも

の

ロ 果実に政令で定めるところ

により糖類を加えて発酵させ

たも

の

ハ 果実又は果実に政令で定め

るところにより糖類を加えた

ものに水又は炭酸石灰その他

政令で定める除酸剤を加えて

発酵させたも

の

ニ イからハまでに掲げる酒類

に政令で定めるところにより

焼酎、味りん又はアルコールを

加えたも、アルコール分が

十四度をこえず、且つ、当該

焼酎、味りん又はアルコールの

アルコール分の総量がイからハ

までに掲げる酒類のアルコー

ル分の総量をこえないもの

の

十一 「雑酒」とは、清酒、合成清

酒、濁酒、焼酎、味りん、

白酒、ビール及び果実酒以外の

酒類をいう。

十二 「酒造年度」とは、毎年十月

一日から翌年九月三十日までの

期間をいう。

十三 「保税地域」とは、関税法

(明治三十二年法律第六十一号)

第二十九条ノ二に規定する保税

地域をいう。

(類別及び品目)

第四条 焼酎、味りん、

それれ甲類及び乙類に分類する。

2 焼酎、味りんは、焼酎、味

りんのうち、その蒸りゆら

の方法が連続式

蒸りゆら機によるもの以外のもの

とする。

3 味りん甲類は、味りんのうち、

その比重が摂氏十五度の時にお

いて重ポーム度三度をこえるもの

とする。

4 味りん乙類は、味りんのうち、

味りん甲類以外のものとする。

5 雑酒は、政令で定める品目に分

ける。

(級別)

第五条 清酒は、特級、第一級及び

第二級に區別する。

2 合成清酒は、第一級及び第二級

に區別する。

3 雑酒は、特級、第一級及び第二

級に區別する。

4 清酒特級及び第一級、合成清酒

第一級並びに雑酒の各級の規格

は、政令で定める。

5 清酒又は合成清酒につき、当該

酒類が前項の規格に該当するかど

うかは、中央酒類審議会の審査し

たところにより、国税庁長官が認

定する。

6 国税庁長官は、必要があると認

めるときは、前項の規定にかかわ

らず、清酒第一級に係る認定を、

国税局長として地方酒類審議会の

審査したところにより行わせるこ

(納税義務者)

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類の石数に依り、酒税を納める義務がある。

2 酒類を保税地域から引き取る者(以下「酒類引取者」という。)は、その引き取る酒類の石数に依り、酒税を納める義務がある。

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売免許等

(酒類の製造免許)

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別(焼酎、焼酎及び味り、味りについては、類別、雑酒については、品目別)に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

- 2 酒類の製造免許は、一の製造場における毎酒造年度の酒類の製造見込石数(一の製造場において、味りんの各級又は二以上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、味りんの各級又は雑酒の当該品目の合計石数)が当該酒類につき左に掲げる石数に達しない場合には、受けることができない。
- 一 清酒 三百石
- 二 合成清酒 三百石
- 三 濁酒 百石
- 四 焼酎、焼酎、甲類 三百石
- 五 焼酎、焼酎、乙類 五十石
- 六 味りん 五十石

- 七 白酒 五十石
- 八 ビール 一万石
- 九 果実酒 三十石
- 十 雑酒 三十石

3 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、濁酒、焼酎、味り、味り又は白酒を製造しようとする場合
- 二 焼酎、焼酎の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、味り、味り又は白酒を製造しようとする場合
- 三 試験のために酒類を製造しようとする場合
- 四 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき
- 五 一の製造場において焼酎、焼酎及び味り、味りを製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき

(酒母等の製造免許)

第八条 酒母、もろみ(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)又はこうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 酒類製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類

の製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合

二 酒母の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該酒母の製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 もろみの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母又はこうじを製造する場合

四 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合

五 自己又は同居の親族の食用に供するため、こうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く。)

六 みそ又はしょう油の製造業者が、その製造場において、みそ又はしょう油の製造の用に供するため、こうじを製造する場合(酒類の販売免許)

第九条 酒類の販売業(販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造者がその免許を受けた製造場において酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場にお

いて飲用に供する業については、この限りでない。

(免許の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条の規定による免許の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。

一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、同条第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことのある者である場合

二 酒類製造者又は酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消された場合(第十二条第二号又は第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については、当該法人が第六号又は第七号に規定する者(以下「申請者」という。)が、第十四条第一号の規定により免許を取り消されたこととなつたことによる場合(第十四条第二号の規定により免許を取り消されたこととなつたことによる場合を除く。))に依り、その取消の原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが免許を申請した場合

三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号、第七

号又は第八号に規定する者である場合

四 免許の申請者が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者がある場合

五 免許の申請者が第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に依る支配人としてしようとする場合

六 免許の申請者が免許の申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に關する法令若しくは酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。))若しくは関税法(順税法(明治三十二年法律第八十八号)において準用する場合を含む。))の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。))を受け、それぞれ、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁以上以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない

者である場合
 九 正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合

十 酒類の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売免許を手えることが適当でないとして認められる場合

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(免許の条件)
 第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売免許を手える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、酒類の製造石数若しくは販売する酒類の種類若しくは卸売、小売の別につき条件を附し、又は製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、酒類の製造免許の期間につき条件を附することができる。

2 税務署長は、前項の条件を附した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならぬ。

(酒類の製造免許の取消)
 第十二条 酒類製造者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 さ偽その他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合
 二 第十条第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合
 四 三酒造年度以上引き続き酒類の製造石数が第七条第二項に規定する石数に達しない場合。但し、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一条第二項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合
 (酒母等の製造免許の取消)
 第十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けた者(以下「酒母等の製造者」といふ。)について準用する。

(酒類の販売免許の取消)
 第十四条 酒類販売業者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の販売免許を取り消すことができる。

一 さ偽その他不正の行為により酒類の販売免許を受けた場合
 二 第十条第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

た場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合
 三 二年以上引き続き酒類を販売しない場合
 (免許取消の手續)
 第十五条 税務署長は、酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売免許の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を手えるため、聴聞しなければならない。

(製造場又は販売場の移転の許可)
 第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手續により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十条第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を手えないうことことができる。

(製造又は販売業の廃止)
 第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者若しくはその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手續により、免許の取消を申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするときは(その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む)は、政令で定める手續により、免許の取消を申請しなければならない。

なければならぬ。
 (こうじの販売業の開業等の申告義務)
 第十八条 こうじの販売業をしようとする者は、政令で定める手續により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場において、このこうじの販売業については、この限りでない。

2 こうじの販売業者は、その販売業を廃止したとき(その販売場の全部又は一部を廃止したときを含む)は、政令で定める手續により、その旨を当該販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

3 こうじの販売業者は、その販売業を廃止したとき(その販売場の全部又は一部を廃止したときを含む)は、政令で定める手續により、その旨を当該販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 販売場を設けていない酒類販売業者又はこうじの販売業者がその住所を移転したときは、政令で定める手續により、その旨を移転先の所轄税務署長に申告しなければならない。

(製造業又は販売業の相続)
 第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続の開始があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、政令で定める手續により、遅滞なく、その旨

をその製造場の所在地又はその販売場の所在地(販売場がない場合には、相続人の住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続開始の時に、被相続人が受けていた酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売免許を受けたものとみなす。

3 前項の規定の適用については、第十条第六号中「免許の申請」とあるのは、「申告」とする。
 (必要不行為の継続等)
 第二十条 酒類製造者若しくはその免許を取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母等の製造者若しくはその免許を取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母、もろみ又はこうじの製造を継続させることができる。

3 酒類販売業者がその免許を取り

消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該免許を取り消された者又はその相続人が酒類を所有しているときは、
 4 第一項の場合においては、当該酒類の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該酒母、もろみ又はこうじの製造が完了するまでの間、第三項の場合においては、当該酒類の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者とみなして、この法律を適用する。

(免許等の通知)
 第二十一条 税務署長は、第七条第一項、第八条若しくは第九条の規定による免許、第十条の規定による免許の拒否、第十一条の規定による免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条(第十三条において準用する場合を含む。以下本条において同じ。若しくは第十四条の規定による免許の取消、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく免許の取消をしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。この場合において、第十条の規定による免許の拒否、第十一条の規定による免許の条件の設定、第十二条若しくは第十四条の規定による

免許の取消又は第十六条第二項の規定による不許可の通知書には、その理由を附記しなければならない。
 第三章 税率
 (税率)
 第二十三条 酒税の税率は、酒類の種類別、類別、級別及びアルコール分に応じ、一石につき、左に掲げる金額とする。

- 一 清酒
 - 特級 六万二千五百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに四千六百九十円を加えた金額)
 - 第一級 四万六千五百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに三千四百九十円を加えた金額)
 - 第二級 二万二千五百円(アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに千八百円を加えた金額)
 - 合成清酒
 - 第一級 二万七千三百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二千五百円を加えた金額)
 - 第二級 一万七千六百円(アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに千四百円を加えた金額)

アルコール分十度をこえる一度ごとに千八百円を加えた金額)
 四 焼酎、焼酎甲類
 アルコール分が二十五度以下のとき
 一万四千三百円
 アルコール分が二十五度をこえる一度ごとに、アルコール分二十五度のときの金額に八百円を加えた金額
 アルコール分が三十度をこえるとき
 アルコール分が三十度をこえる一度ごとに、アルコール分三十度のときの金額に千九百五十円を加えた金額

アルコール分が二十五度以下のとき
 一万二千七百円
 アルコール分が二十五度をこえる一度ごとに、アルコール分二十五度のときの金額に七百円を加えた金額
 アルコール分が三十度をこえるとき
 アルコール分が三十度をこえる一度ごとに、アルコール分三十度のときの金額に千七百三十円を加えた金額

五 味りん、味りん甲類
 四万五百円(アルコール分が十五度をこえるときは、アルコール分十三度をこえる一度ごとに三千七百四十円を加えた金額)
 味りん乙類
 一万六千円(アルコール分が二十四度をこえるときは、アルコール分二十二度をこえる一度ごとに八百七十円を加えた金額)

六 白酒 六万二千円(アルコール分が十二度をこえるときは、アルコール分十度をこえる一度ごとに七千四百四十円を加えた金額)
 七 ビール 一万九千円
 八 果実酒 五千三百円
 九 雑酒
 特級 十五万円(アルコール分が四十五度をこえるときは、アルコール分四十三度をこえる一度ごとに四千九百九十円を加えた金額)
 第一級
 アルコール分が二十度以下のとき
 三万九千円
 アルコール分が二十度をこえる一度ごとに、アルコール分二十度のときの金額に千九百五十円を加えた金額

アルコール分が四十二度をこえるとき
 アルコール分が四十度をこえる一度ごとに、アルコール分四十度のときの金額に二千三百四十円を加えた金額
 第二級
 アルコール分が十二度以下のとき
 一万二千五百円
 アルコール分が十二度をこえる一度ごとに、アルコール分十二度をこえる一度ごとに、アルコール分十二度のときの金額に千四百円を加えた金額
 アルコール分が三十九度をこえるとき
 アルコール分が三十七度をこえる一度ごとに、アルコール分三十七度のときの金額に千二百五十円を加えた金額
 第四章 酒税の徴収
 (みなし移出)
 第二十三条 左の各号の一に該当するときは、当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。但し、第四号の場合において、他の酒類製造者がその製造する酒類の原料とするため、政令で定める手続により、同号に規定する製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて買戻した酒類については、この限りでない。
 一 酒類がその製造場において飲用されたとき。

アルコール分が四十二度をこえるとき
 アルコール分が四十度をこえる一度ごとに、アルコール分四十度のときの金額に二千三百四十円を加えた金額
 第二級
 アルコール分が十二度以下のとき
 一万二千五百円
 アルコール分が十二度をこえる一度ごとに、アルコール分十二度をこえる一度ごとに、アルコール分十二度のときの金額に千四百円を加えた金額
 アルコール分が三十九度をこえるとき
 アルコール分が三十七度をこえる一度ごとに、アルコール分三十七度のときの金額に千二百五十円を加えた金額
 第四章 酒税の徴収
 (みなし移出)
 第二十三条 左の各号の一に該当するときは、当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。但し、第四号の場合において、他の酒類製造者がその製造する酒類の原料とするため、政令で定める手続により、同号に規定する製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて買戻した酒類については、この限りでない。
 一 酒類がその製造場において飲用されたとき。

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

二 酒類の製造免許を取り消された場合において、酒類がその製造場に現存するとき、但し、第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

三 第十二条の規定により酒類の製造免許を取り消された者が第二十条第一項の規定の適用を受けて酒類を製成したとき。

四 酒類の製造場に現存する酒類が公売若しくは競売されたとき、又は破産手続により換領されたとき。

(移出石数等の申告)

第二十四条 酒類製造者は、毎月製造場から移出した酒類(当該移出につき第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けた酒類を除く。以下本項において同じ。)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当するときは、直ちに、既に製造場から移出した酒類(既に本項の規定により申告した酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、当該各号の規定に該当することに因り移出したものとなされた酒類を含む。)につき申告書を提出しなければならない。

一 酒類の製造免許を取り消されたとき。但し、第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の

取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の製造又は販売の継続を認められた場合を除く。

二 前条第三号又は第四号の規定に該当するとき。

三 第三十一条第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

2 酒類引取者は、保税地域から酒類を引き取る際、その引き取る酒類(第二十八条第一項第四号又は第五号の規定の適用を受けて引き取る酒類を除く。)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定により申告すべき石数を課税標準石数という。
(課税標準石数の決定通知)
第二十五条 前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出する義務がある酒類製造者に、これを通知する。

2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるときは、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、これを通知する。

2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるときは、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、これを通知する。

定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。
(納期)
第二十六条 酒類の製造場から移出した酒類に係る酒税は、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る酒類に係る酒税は、引取の際徴収する。
3 第二十四条第一項但書の規定に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

(徴収納付)
第二十七条 税務署長又は税関長は、前条第三項の規定により直ちにその酒税を徴収する場合を除く外、酒類製造者又は酒類引取者の納付すべき酒税につき、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保の提供があつたときは、一箇月以内その酒税の徴収を猶予することができる。
(未納税移出又は引取)
第二十八条 左に掲げる場合において、政令で定める手続により当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けて酒類を移出し、又は引き取るときは、当該移出又は引取に係る酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第二項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類を他の自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
二 酒類製造者が酒類を他の酒類製造者の製造する酒類の原料と

する目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合
三 酒類製造者が輸出を予定されている酒類を一時他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
四 酒類製造者がその製造する酒類の原料とする目的で酒類を保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合
五 酒類製造者がその輸出した酒類を輸出の日から一年以内に保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合
六 第一号から第三号までの場合を除く外、酒類製造者が酒類をその製造場から他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合で政令で定めるとき

ときは、これを酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。
5 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた酒類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、第二十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その移出し、又は引き取る酒類の容器に封かんを施すことができる。
(輸出免税)
第二十九条 酒類製造者が輸出する目的でその製造場から移出する酒類については、酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第三項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受けて酒類を移出しようとする者は、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長に申請してその承認を受けなければならない。

3 税務署長は、前項の承認を与えようとするときは、政令で定めるところにより、申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が輸出されたことを証する書類その

4 第一項の規定により当該移出又は引取に係る酒税を免除された酒類については、当該酒類を移入した者が酒類製造者でないときは、これを酒類製造者とみなし、その移入先が酒類の製造場でない

他必要な書類の提出を命ずることが出来る。

4 第二項の承認を申請した者が第三十一条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長は、その承認を与えてはならない。

5 第二項の承認を受けて移出した酒類について、第三項の規定により税務署長の指定した期限内に同項に規定する書類の提出がないとき、又は第六項但書の規定による承認があつたときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 第二項の承認を受けて移出した酒類は、この法律の施行地(政令で定める地域を除く。以下同じ)において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡してはならない。但し、当該酒類を移出した製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(もどし入れ酒類等の酒税の控除等)
第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場へもどし入れた場合においては、当該酒類製造者が当該もどし入れの月の翌月中に徴収されるべき酒税額から当該酒類につき当該移出に因り徴収された、又は徴収されるべき酒税額(利子税額を除く)に相当する金額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後徴収されるべき酒税額から順次これを控除する。

2 酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の酒類の製造場へ移入した場合(前項の規定の適用がある場合を除く)において、当該酒類を当該移入した製造場からさらに移出したときは、その移出に因り徴収されるべき酒税額から当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額(利子税額を除く)に相当する金額を控除する。この場合において酒類を既に適用された税率よりも低い税率が適用される酒類として移出したため、なお控除すべき不足額があるときは、当該酒類製造者が当該移出の月の翌月以降に徴収されるべき他の酒税額から順次これを控除する。

3 前二項の場合において、酒類の製造の廃止その他の事由に因り、酒類をもどし入れた、又は移出した月の翌月以降に徴収されるべき酒税額がないときは、控除すべき金額を還付する。

4 酒類製造者が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移出に係る酒類の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した書類並びに当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額につき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移出に係る製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定の適用を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

第五節 納税の担保
(担保の提供及び酒類の保存)
第三十一条 税務署長又は税関長は、左に掲げる場合において必要があるとき、酒類製造者に對し、当該酒類に係る酒税額に相當する担保の提供を命ずることが出来る。

一 酒類製造者が第二十八条第一項の規定による承認を受けて酒類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
二 酒類製造者が第二十九条第二項の規定による承認を受けて輸出する目的で製造場から酒類を移出する場合
三 前項に規定する場合の外、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、酒税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に對し、金額及び期間を指定し、酒税につき担保の提供を命ずることが出来る。この場合において、提供すべき担保がないときは、又は酒類製造者の申請があつたときは、担保の提供に代え、納税の担保として酒類の保存を命ずることが出来る。

一 金額

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第二十八条第二項又は第二十九条第三項に規定する証明

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があるとき、第二項の金額又は期間を変更することが出来る。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定により酒類の保存を命ぜられた者は、保存すべき酒類及び保存の方法を定め、当該保存を命じた者の承認を受けなければならない。

7 税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の規定により保存される酒類の容器に封かんを施すことが出来る。

8 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命じた場合において、必要があると認めるときは、酒類製造者が担保を提供を受けるまで、当該酒類製造者の製造場に現存する酒類の容器に封かんを施して、その処分又は移出を禁止することが出来る。

三 国債及び地方債
四 土地
五 火災保険に附した建物
六 工場財団
七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証
八 前各号の外、政令で定めるもの

(担保の交換)
第三十三条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命じた者は、当該担保の提供又は酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保又は保存する酒類を交換することが出来る。

(担保の処分等)
第三十四条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、直ちに、その担保物である金銭は酒税に充て、金銭以外の担保物若しくは納税の担保として保存する酒類は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して酒税及びその処分費に充て、又、保証人に対しては、これにその旨を通知して酒税を納付させる。

2 前項の場合において、担保物又は納税の担保として保存する酒類

二 国債及び地方債
三 国債庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債務を含む。以下同じ)

二 国債及び地方債
三 国債庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債務を含む。以下同じ)

二 国債及び地方債
三 国債庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債務を含む。以下同じ)

の価額が徴収すべき酒税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、又、保証人がその納付すべき酒税を完納しないときは、まず納税義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対し滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条の規定の適用については、納税者とみなす。

4 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物又は保存された酒類について準用する。

(保存酒類の処分禁止)
第三十五条 酒類製造者は、第三十一条第二項の規定により納税の担保として保存する酒類を処分し、又は製造場から移出してはならない。

(酒類の差押)
第三十六条 税務署長は、第二十六条第三項又は国税徴収法第四条ノ一の規定により酒税を徴収する場合(同条第四号に該当する場合を除く。)においては、その担保として、国税徴収法の規定による差押の例により、酒類を差し押さえることができる。

第六章 酒類審議会
(設置)
第三十七条 この法律及び酒税の保全及び酒類の取引の安定に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議させるため、国税庁に中央酒類審議会を、国税局ごとに地方酒類審議会を置く。

(組織)
第三十八条 中央酒類審議会は、国税庁長官及び委員三十人以内で組織する。
2 地方酒類審議会は、国税局長及び委員十五人以内で組織する。
3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央酒類審議会又は地方酒類審議会に臨時委員を置くことができる。

しめられた事項を調査審議させるため、国税庁に中央酒類審議会を、国税局ごとに地方酒類審議会を置く。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央酒類審議会又は地方酒類審議会に臨時委員を置くことができる。

4 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識又は経験のある者のうちから、それぞれ、国税庁長官又は国税局長が任命する。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、再任されることのできる。

7 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(運営)
第三十九条 国税庁長官又は国税局長は、それぞれ、中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として会務を総理する。
2 前条及び前項に定めるものの外、中央酒類審議会及び地方酒類

審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第七章 雜則
(利子税額)
第四十条 酒税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納期日(第二十七条の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに酒税額を完納しないときは、その未納に係る酒税額に対し、当該納期日(第五十五条第三項の規定により酒税を徴収する場合において、当該納期日が第二十六条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限)の翌日から当該酒税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を酒税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る酒税額の一部を納付したときは、その納付の日を翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる酒税額は、同項の未納に係る酒税額からその一部納付に係る酒税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる酒税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該酒税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した酒

税額が同項の未納に係る酒税額に達するまでは、その納付した税額は、当該酒税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

(酒類の検定)
第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、酒類が製成されたときは、その容器ごとに、その石数、アルコール分及びエキス分を検定する。但し、アルコール分及びエキス分の検定は、省略することができる。

2 当該職員は、清酒、合成清酒又は味りんの製成に因り、清酒かす、合成清酒かす又は味りんかすを生じたときは、その数量を検定する。

(検定前の酒類等の処分禁止)
第四十二条 酒類製造者は、前条の規定による検定前においては、酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくは味りんかすを処分し、又は製造場から移出してはならない。

(みなし製造)
第四十三条 酒類に水以外の物品(当該酒類と同一の種類に属する酒類を除く。)を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一 清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えたとき。

二 清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該製造場において清酒と合成清酒とを混和したとき。

三 政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受け、酒類の保存のため、酒類にアルコールその他政令で定める物品を混和したとき。

2 前項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、第三条第六号イ又はロに掲げるもののうちアルコール分が四十五度をこえるものに水を混和して、アルコール分四十五度以下のものとしたときは、その混和前のもの蒸りゆう方法に應じ、焼ちゆう甲類又は焼ちゆう乙類を製造したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、味りん甲類と味りん乙類を混和したときは、新たに味りんを製造したものとみなす。

5 第一項の規定にかかわらず、品目の異なる雑酒を混和したときは、新たに雑酒を製造したものとみなす。

6 前各項の規定は、消費の直前において酒類に他の物品(酒類を含む。)を混和する場合で政令で定めるときについては適用しない。

(原料用酒類及び酒母等の処分禁止)
第四十四条 酒類製造者が第七条第

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

一項但書の規定により免許を受け
ないで製造した酒類を当該製造場
から移出しようとするときは、政
令で定める手続により、その製造
場の所在地の所轄税務署長の承認
を受けなければならない。

2 酒母又はもろみの製造者は、酒
母又はもろみを処分し、又はその
製造場から移出しようとするとき
は、政令で定める手続により、そ
の製造場の所在地の所轄税務署長
の承認を受けなければならない。
但し、左に掲げる場合については
、この限りでない。

一 第八号第一号、第三号又は第
四号に規定する者が酒母又はも
ろみを当該各号に規定する目的
に使用する場
二 酢の製造業者が酒母又はもろ
みを酢の製造に使用する場合
三 第三項の酒母譲渡許可書を有
する者に、当該許可書と引き換
えに、酒母を譲り渡す場合

3 酒類製造者、酒母等の製造者そ
の他の酒母の譲受を必要とする者
は、政令で定めるところにより、
税務署長に対し酒母譲渡許可書の
交付を請求することができる。

4 税務署長は、第二項の承認を与
える場合において、酒税の取納上
特に必要があると認めるときは、
酒母又はもろみに酒類として飲用
することができることを命ずるべ
き旨を命ずることができる。

5 第二項の規定により酒母又はも
ろみを飲用に供することの承認を
受けた場合においては、その酒母
又はもろみを酒類とみなし、その
製造者を酒類製造者とみなし、第

二十六条第一項の規定にかかわら
ず、直ちに酒税を徴収する。

6 第八号第一号から第三号まで若
しくは第六号に規定する者が同条
但書の規定により免許を受けな
い製造した酒類をその製造場か
ら移出し、若しくは譲り渡そうと
するとき、又は同条第四号若しく
は第五号に規定する者が同条但書
の規定により免許を受けないで製
造した酒類を譲り渡そうとする
ときは、政令で定める手続によ
り、その製造場の所在地の所轄税
務署長の承認を受けなければなら
ない。

(密造酒類の所持等の禁止)
第四十五条 何人も、法令において
認められる場合の外、免許を受け
ない者の製造した酒類、酒母、も
ろみ又はこうじを所持し、譲り渡
し、又は譲り受けてはならない。
(記帳義務)

第四十六条 酒類製造者、酒母、も
ろみ若しくはこうじの製造者(第
八条第五号に規定する者を除く。
以下次条及び第五十三条において
同じ。)又は酒類若しくはこうじの
販売業者は、政令で定めるところ
により、製造、貯蔵又は販売に関
する事実を帳簿に記載しなければ
ならない。

(申告義務)
第四十七条 酒類製造者又は酒母、
もろみ若しくはこうじの製造者は
政令で定めるところにより、製造
場の位置及び製造設備、製造の開
始及び休止、製造見込石数並びに
製造方法について、その製造場の
所在地の所轄税務署長に申告しな

ければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めると
ころにより、毎月の酒類の製成
及び移出石数、毎月末における酒
類の所持石数並びにその月中に酒
類をその製造場から移出しなかつ
た場合には、その旨を、翌月十日
までに、その製造場の所在地の所
轄税務署長に申告しなければならない。

3 酒類販売業者は、その販売業を
休止又は開始したときは、遅滞な
く、その旨をその販売場の所在地
(販売場を設けていない場合に
は、住所)の所轄税務署長に申
告しなければならない。

4 税務署長は、酒税の取納上必要
があるとき認めるときは、酒類の販
売業者に対し、その購入若しくは
販売した酒類又は所持する酒類の
石数について、報告を求めること
ができる。

(申告義務等の承認)
第四十八条 法人が合併した場合に
おいては、合併後存続する法人又
は合併に因り設立された法人は、
合併に因り消滅した法人の左に掲
げる義務を、相続の開始があつた
場合においては、相続人は、被相
続人の左に掲げる義務を、それぞ
れ、承継する。

一 第二十四条又は前条の規定に
よる申告の義務
二 第四十六条の規定による記帳
の義務
(検査又は検定を受ける義務)
第四十九条 酒類製造者又は酒母等
の製造者は、左に掲げる場合に
は、政令で定める手続により、直

ちにその製造場の所在地の所轄税
務署長に申告し、その検査を受け
なければならない。

一 製造場にある酒類、酒母又は
もろみが亡失したとき。
二 製造場にある酒類が腐敗その
他の事由に因り飲用に供し難く
なつたとき。
三 製造場にある酒母又はもろみ
が腐敗したとき。

2 前項第二号の酒類又は同項第三
号の酒母若しくはもろみは、検査
を受けないで処分してはならな
い。当該酒類、酒母又はもろみを
製造場から移出しようとする場合
には、これに酒類として飲用する
ことができない処置を施さなけれ
ばならない。

3 酒類製造者若しくは酒母等の製
造者又は酒類販売業者は、左に掲
げる機械、器具若しくは容器を新
設若しくは改造した場合又はこれ
らのものの形状に変化があつた場
合においては、その使用前に、政
令で定めるところにより、当該機
械、器具又は容器につき所轄税務
署長の検定を受けなければならない。
(承認を受ける義務)
第五十条 酒類製造者は、左に掲げ
る場合においては、政令で定める
ところにより、その製造場の所在

地の所轄税務署長の承認を受けな
ければならない。

一 第三号第三号若しくはハに
規定する清酒、同条第七号カラ
ニまでに規定する味りん、同
条第九号若しくはハに規定す
るビール又は同条第十号カラ
ニまでに規定する果実酒を製造
しようとするとき。
二 酒類を酒類の製造の原料に供
しようとするとき。但し、前号
に該当する場合を除く。

三 酒類に水その他の物品(酒類
を含む。)を混和しようとする
とき。但し、前二号に該当する場
合を除く。
四 製造場にある酒類に酒類とし
て飲用することができない処置
を施そうとするとき。
五 前各号の外、酒類の製造、貯
蔵又は販売に関し酒税の取納上
必要がある場合で政令で定める
とき。

2 税務署長は、前項各号の場合に
おいて、酒税の取納上特に必要が
あると認めるときを除いては、同
項の承認を与えるものとする。
(酒税証紙)
第五十一条 税務署長又は税関長
は、酒税の保全のため、政令で定
めるところにより、酒類製造者又
は酒類引取者に対し、その移出
し、又は引き取る酒類(第二十八
条第一項又は第二十九条第一項の
規定の適用を受けるものを除く。)
の容器に酒税証紙をはり付けるこ
とを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、酒税
証紙を破らなければ酒類を取り出

ることを命ずることができる。

すことができない方法によつて、これをはり付けなければならぬ。

3 酒類製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、第一項の規定により酒類をその容器にはり付けなければならない酒類であつて、酒類証紙がその容器にはり付けられていないもの又は前項の規定に反する方法によりその容器に酒類証紙がはり付けられたものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けなければならない。

4 第一項の規定により酒類証紙をはり付けることを命ぜられた者は、政令で定めるところにより、その使用した酒類証紙の種類及び枚数を、第二十四条第一項又は第二項の規定による申告書にあわせて記載して申告しなければならない。

5 第一項の酒類証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対して交付する。

6 酒類証紙の種類、様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(酒類証紙の取扱)
第五十二条 酒類の製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、酒類証紙(前条第二項の規定によりはり付けてあるものを除く)を譲り渡し、又は譲り受けなければならない。但し、はり付ける前のものについて所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 酒類の製造者又は販売業者は、その販売の目的で所持する酒類の

容器にはり付けてある酒類証紙を破り、又ははがしてはならない。但し、酒類を量り売りするため破る場合については、この限りでない。

(当該職員の特権)
第五十三条 当該職員は、酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者又は酒類若しくはこうじの販売業者に対して質問し、又はこれらの者について左に掲げる物件を検査することができる。

一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ、こうじ又は酒類の製造の際生じた副産物
二 酒母の製造者が所持する酒母又はこうじ
三 もろみの製造者が所持する酒母、もろみ又はこうじ
四 こうじの製造者が所持するこうじ
五 酒類の販売業者が所持する酒類
六 こうじの販売業者が所持するこうじ
七 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売に関する一切の帳簿書類
八 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器等又は原料その他の物件(酒類証紙を含む)

2 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母、もろみ若しくはこうじを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。

3 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒類販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の酒類の製造若しくは販売に関し、参考となるべき事項を質問し、又は当該団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 当該職員は、検査若しくは検定のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母、もろみ若しくはこうじの製造者の製造場にある酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの移動を禁止し、又は取締上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある左に掲げる物件に封かんを施すことができる。但し、第二号の物件について封かんを施すことができる箇所は、政令で定める。

一 検定前の酒類及び酒類の原料(原料用酒類を含む)の容器
二 使用中の蒸り、ゆ、機(配管装置を含む)及び酒類の輸送管
三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているもの

5 当該職員は、前四項の規定による質問、検査又は処分をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による質問又は検査の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第五十四条 第七條第一項又は第八條の規定による免許を受けなかつた者、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、前項と同様とする。

3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

4 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類、酒母、もろみ、原料、副産物、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問はず没収する。

5 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類については、当該酒類を製造した、又は製造に着手してこれを遂げない者から、直ちにその酒税を徴収する。

6 第一項又は第二項の犯罪に係る酒母又はもろみは濁酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十五条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 さ偽その他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者
二 さ偽その他不正の行為によつて第三十条第三項の規定による

運付を受け、又は受けようとした者
2 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第一項第一号の場合においては、第二十六條第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。
第五十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第八條の規定による免許を受けなかつた者
二 第九條の規定による免許を受けなかつた者
三 第二十四條第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者
四 第四十五條の規定に違反した者
五 第五十四條第一項の罪を犯す目的で原料、機械、器具又は容器を準備した者

2 前項の犯罪(同項第三号に該当する場合を除く)に係る酒類、酒母、もろみ、こうじ、原料、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問はず没収する。

3 第一項第四号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみを濁酒とみなして、犯人から、直ちにその

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

酒税を徴収する。
 第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による条件に違反した者

二 第二十八条第一項の規定による承認を受けて酒類を移出し、又は引き取つた者で、当該酒類をその移入先又は引取先に移入しないもの

三 第二十九条第二項の承認を受けて移出した酒類を同条第六項但書の承認を受けずにこの法律の施行地において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した者

四 第三十一条第八項、第三十五条又は第四十二条の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者

五 第四十四条第一項の規定に違反して酒類を製造場から移出した者

六 第四十四条第二項の規定に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

七 第四十四条第六項の規定に違反してこうじを製造場から移出し、又は譲り渡した者

八 第五十一条第二項又は第三項の規定に違反した者

九 第五十二条第一項又は第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十八条第五項本文の規定は、適用しない。

3 第一項第三号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十九条第五項本文の規定は、適用しない。

4 第一項第四号の酒類については、その移出の際（製造場において酒類を処分した場合）は、当該酒類を酒類の製造場から移出したものとみなし、その際、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

5 第一項第五号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

6 第一項第六号の酒母又はもろみは、濁酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十八条第四項の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

二 第四十四条第四項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

三 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

四 第四十九条第一項の規定による検査を受けず、同条第二項の規定による処置を施さず、又は同条第三項の規定による検定を受けずに機械、器具若しくは容器を使用した者

五 第五十条第一項の規定による承認を受けなかつた者

六 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定による当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第二号の酒母又はもろみは、濁酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第六十条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十八条第一項、第二項又は第四項の規定による申告をしないでこうじの販売業をした者

二 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

第六十一条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十六条第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十四条

から第五十六条まで又は第五十八条から第六十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附則
 1 この法律は、昭和二十八年三月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）により現に清酒、合成清酒、濁酒、白酒、麦酒、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けている者は、改正後の酒税法（以下「新法」という。）により、それぞれ、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、ビール、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けたものとみなす。

4 旧法により現に焼酎、甲類、焼酎、味りん、甲類、味りん、乙類又は雑酒の各品目に相当するもの製造免許を受けている者は、それぞれ、新法により焼酎、甲類、焼酎、味りん、甲類、味りん、乙類又は雑酒の当該品目につき製造免許を受けたものとみなす。

5 旧法により現に酒類の販売業免許を受けている者は、新法により酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

6 前三項の場合において、旧法第十八条ノ二の規定により命ぜられた事項が新法第十一条第一項の規定により条件として附することができないものであるときにおいて

も、当該命令は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、当該命令により附された期限、範囲又は条件については、新法第十一条第二項の規定を準用する。

7 酒類製造者で旧法第十八条ノ二の規定により免許の期限を附されていた者が、その期限の到来により免許の効力が消滅した場合に引き続き酒類の製造免許を受けようとするときにおける免許の要件たる製造見込石数については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法により現に酒類の製造免許を受けている者に対する新法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な石数は、当分の間、なお従前の例による。

9 この法律施行前に酒類の製造場から指定販売場（旧法第三十四条ノ二第一号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。）へ移出された酒類がその移出の後二箇月以内に指定販売場に移入されない場合における当該酒類（第十七項又は第二十五項の規定の適用を受ける酒類を除く。）に係る酒税については、なお従前の例による。

10 旧法第三十七条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場若しくは指定販売場から移出し、若しくは保税地域から引き取つた酒類が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入されたこととの証明がない場合は、当該酒類を指定の場所に移入しない場合における酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

11 旧法第四十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出した酒類が指定期間内に輸出されたことの証明がない場合又は当該酒類をこの法律施行後に新法第二十九条第六項但書の規定による承認を受けずにこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した場合における酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

12 旧法第二十七条第四項の規定に基く命令により国税庁長官から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員を命ぜられた者は、その残任期間中は、新法第三十八条第四項の規定により国税庁長官又は国税局長から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員に命ぜられたものとみなす。

13 新法第四十条の規定は、この法律施行前に製造場又は指定販売場から移出した酒類の当該移出に係る酒税及び旧法第五十一条第二項、同法第六十条第五項、同法第六十一条第三項、同法第六十二条第三項又は同法第六十四条第二項若しくは第四項の規定により徴収する酒税については、適用しない。

14 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 第六項の規定によりなおその効力を有する命令に違反した者は、二十万以下以下の罰金に処する。

16 新法第十八条第一項の規定は、この法律施行後一箇月を限り、こ

の法律施行前から引き続きこの法の販売業を営む者については、適用しない。

17 第二十五項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において清酒、合成清酒、アルコール分三十五度以上の焼酎、ゆり又はビールのうち旧法第二十七条ノ二の規定による酒税を課されていない酒類を所持する場合においては、当該酒類については、その所持者を酒類製造者、その場所を酒類の製造場とみなして、新法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、当該酒類につき、同条の規定により算出した酒税額から旧法第二十七条の規定により算出した酒税額を控除した額とする。

18 この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場(前項の規定により酒類の製造場とみなされた場所を除く)及び保税地域以外の場所において、各種酒類を通し合計四斗以上の酒類を所持する場合においては、その者は、当該酒類について、その種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別に、並びに前項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する酒類とその他の酒類とに区分して、その石数及び貯蔵の場所を、この法律施行後二十日以内に、当該酒類の所在地の所轄税務署長に申告しなければなら

ない。

19 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間に酒類製造者が清酒、合成清酒、焼酎、又はビールをその製造場から国税庁長官の指定を受けた酒類販売業者(以下「指定販売業者」という)の販売場へ移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十(焼酎、ゆりについては、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。

20 前項の規定の適用を受けて移出された酒類については、当該指定販売業者を酒類製造者、その販売場を酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。

21 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間に前項の規定により酒類の製造場とみなされた販売場から第十九項の規定の適用を受けた酒類を移出する場合においては、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十(焼酎、ゆりについては、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出する酒類又は同条第二項の規定の適用を受ける酒類については、新法第二十二條及び本文の規定による酒税を徴収しない。

22 第二十項の規定により酒類製造者とみなされた者が第十九項の規

定の適用を受けて移出された酒類を昭和二十九年三月一日に持ち越す場合は、その酒類を同年二月二十八日において移出したものとみなして、前項の規定を適用する。

23 この法律施行の際現に旧法第二十七條ノ二第一項の規定による指定を受けている酒類販売業者は、第十九項の規定による指定を受けたものとみなす。

24 指定販売業者が第二十二條及び第二十一條の規定により前付すべき酒税に係る滞納処分を受けた場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

25 この法律の規定の適用については、前項の規定により免許を取り消された場合には、新法第十四條第二号の規定により免許を取り消されたものとみなす。この場合において、新法第十四條第二号中「当該法人が第七号に定めるのは当該法人が第六号又は第七号に定める者である」とあるのは、
「この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間、酒類製造者が製造する酒類のうち、でん粉質物を主たる原料として発酵させた又はアルコール若しくは焼酎、ゆりを主たる原料として製造した旨味及び発酵性、含有するものであつて、アルコール分が六度未満のものに対する酒税の税率は、新法第二十二條の規定にかかわらず、一石につき一万一千二百五十円とする。」

24²⁷ 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第二十五条を次のように改める。
当分の間、
第二十五条 昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日までの間に酒税法第七條第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という)が清酒、合成清酒、焼酎、

ゆり又はビールのうち、命令で定めるところにより生産の奨励その他の命令で定める用途に供するもの(以下「特殊用途酒類」という)をその製造場から移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十(焼酎、ゆりについては、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。

酒税法第九條の規定により酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という)が特殊用途酒類として移入した酒類を酒類の製造場以外の場所に特殊用途酒類(飲用に供した場合を含む)においては、当該酒類については、当該酒類販売業者を酒類製造者とみなし、その販売場を酒類の製造場とみなして、同法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十(焼酎、ゆりについては、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。

第二十五条の二 当分の間、酒類製造者が製造するアルコール分が二十度以下の焼酎、ゆりに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條の規定にかかわらず、焼酎、ゆり、甲類については、一石につき一万三百円、焼酎、乙類に

五五五

ついで、一石につき九千四百とする。

2528

この法律施行の際酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において、清酒特級若しくは第一級又はビールのうち改正前の酒税特別措置法第二十五条第一項の規定により旧法第二十七条ノ二第一項の規定により加算する酒税を免除されたものを所持する場合において、当該酒類を改正後の酒税特別措置法第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出するときは、その酒類販売業者を酒類製造者、その場所を製造場とみなす。この場合において当該移出に因り徴収されるべき酒税額は新法第二十二條の規定にかかわらず、同條の規定により算出した酒税額の百分の七十に相当する金額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額に相当する金額を控除した金額とする。

2629

印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政府の発行する印紙」の下に、「酒税法第五十一条の規定による酒税証紙」を加える。

2730

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表中央酒類審議會の項中「配給」を「供給」に、「並びに酒類の級別及び類別」を「」について調査審議し、並びに國

税庁長官の諮問に依りて、酒類の級別」に改める。

第四十六條第一項の表地方酒類審議會の項中「配給」を「供給」に改め、「及び類別」を削る。

31 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和十五年法律第三十五号)」を「酒税法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

第十二條第三項中「酒税法第三十六條」を「酒税法第二十六條」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年二月二十三日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及びビ―は原案に修正)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

目次

第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 酒類業組合

第一節 總則(第三条―第八条)

第二節 組合員(第九条―第十三条)

第三節 設立(第十四条―第二十二條)

第四節 管理(第二十三条―第四十一条)

第五節 事業(第四十二条―第五十二条)

第六節 解散及び清算(第五十三条―第五十八条)

第七節 登記(第五十九条―第七十八条)

第三章 連合会及び中央会(第七十九条―第八十三条)

第四章 酒税保全措置(第八十四条―第八十六条)

第五章 監督(第八十七条―第九十一条)

第六章 雜則(第九十二条―第九十五条)

第七章 罰則(第九十六条―第一百一条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全のため、酒類製造業者等が組合を設立して酒類の適切な供給調整等を行うことができることとするともに、政府が酒類製造業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律

第 号)第二条第一項に規定する酒類をいい、その種類については、同法の規定によるものとする。但し、雑酒のうち政令で定めるものは、この法律の適用については、焼酎、ゆづり酒とみなす。

2 この法律において「酒類製造業者」とは、酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者をいう。

3 この法律において「酒類販売業者」とは、酒税法第九条の規定により酒類の販売免許を受けた者をいう。

4 この法律において「酒類卸売業者」とは、酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ)を業とする酒類販売業者をいう。

5 この法律において「酒類小売業者」とは、酒類卸売業者以外の酒類販売業者をいう。

6 この法律において「酒造年度」とは、酒税法第三条第十二号に規定する酒造年度をいう。

第二章 酒類業組合

第一節 總則

第三条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進するため、それぞれ酒造組合又は酒販組合(以下「酒類業組合」と總稱する)を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 酒類業組合は、法人とする。

2 酒類業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 酒類業組合は、この法律に別段の定めがある場合を除く、左の要件を備えなければならない。

一 營利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権が平等であること。

(名称)

第六条 酒造組合は、その名称中に、酒造組合という文字を用い、且つ、その組合員が製造する酒類の種類(焼酎、ゆづり酒、及び味りん)については、政令で定める種別。以下同じ)を明らかにしなければならない。

2 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、且つ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び第九條第五項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の種類を明らかにしなければならない。

3 酒類業組合、第七十九条に規定する連合会及び第八十条に規定する中央会でない者は、その名称中に酒造組合又は酒販組合という文字を用いてはならない。

4 酒類業組合は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、酒造組合にあつては、酒類の種類を、酒販組合にあつては、卸売、小売の別をその名称中に明らかにすることを要しない。

(組合の地区)

第七条 酒類業組合の地区は、税務署の管轄区域とする。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。

(地区の重複禁止)

第八条 酒造組合の地区は、その組合員の製造する酒類と同一種類の酒類の製造者を組合員とする他の酒造組合の地区と重複してはならない。

2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。但し、第九条第五項の規定に該当する酒販組合の地区と他の酒販組合の地区との重複を妨げない。

3 酒類小売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。

第二節 組合員

(組合員の資格)

第九条 酒造組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒販組合の地区内において定款で定める酒類を製造する酒類製造業者とする。

2 前項の定款で定める酒類の種類は、二以上であつてはならない。但し、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

3 酒販組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒販組合の地区内において販売場(販売場を有しない場合は、住所)を有する酒類販売業者のうち定款で定める業態に属するものとする。

(任意脱退)

第十二条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

(法定脱退)

第十三条 前条に規定する場合の外、組合員は、左の事由によつて脱退する。
一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

第十四条 左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合においては、酒類業組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 酒類業組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為があつた組合員
二 経費の支払その他酒類業組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(加入の時期)

第十一条 酒類業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき酒類業組合の承諾を得た時に組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人が組合員たる資格を有する者が酒類業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。

3 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(任意脱退)

第十二条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

(法定脱退)

第十三条 前条に規定する場合の外、組合員は、左の事由によつて脱退する。
一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

第十四条 左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合においては、酒類業組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 酒類業組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為があつた組合員
二 経費の支払その他酒類業組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(組合の構成要件)

第十四条 酒造組合は、その組合員の総数が当該酒造組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、且つ、その組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類(当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。)の石数の合計が、当該酒造組合の組合員たる資格を有する者が前酒造年度においてその地区内にある製造場から移出した酒類の石数の合計の二分の一以上でなければ、設立することができない。

2 第九条第二項但書の規定の適用を受ける酒造組合については、前項の規定を適用する場合には、同一種類の酒類を製造する酒類製造業者ごとにその人数及び石数を計算する。

3 酒販組合は、その組合員の総数が当該酒販組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、設立することができない。

(定款)

第十六条 発起人は、酒類業組合の定款を作成し、これに左に掲げる事項を記載して署名しなければならない。
一 事業
二 名称
三 地区
四 事務所所在地
五 組合員たる資格に関する規定

第十七条 発起人は、酒類業組合の設立趣意書を作成し、これを定款とともに当該酒類業組合の組合員たる資格を有する者に通知し、又は公告して、賛成者を募らなければならない。

第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、組合員たる資格を有する者に通知して、創立総会を招集しなければならない。

2 前項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設置その他設立に必要な事項の決定は、第一項の創立総会の議決によらなければならない。

4 第一項の創立総会においては、発起人が作成した定款を変更することができ、但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

(組合員の募集)

第十七条 発起人は、酒類業組合の設立趣意書を作成し、これを定款とともに当該酒類業組合の組合員たる資格を有する者に通知し、又は公告して、賛成者を募らなければならない。

第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、組合員たる資格を有する者に通知して、創立総会を招集しなければならない。

2 前項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設置その他設立に必要な事項の決定は、第一項の創立総会の議決によらなければならない。

4 第一項の創立総会においては、発起人が作成した定款を変更することができ、但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件 五四七

5 第一項の創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、前条第一項の創立總會の終了後遅滞なく、定款、組合員名簿、第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項を記載した書類その他政令で定める書類を大蔵大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする酒類業組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第五条各号の要件を備えていること。

二 設立の手續及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 第十四条の要件を備えていること。

(理事への事務引継)

第二十条 発起人は、設立の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第二十一条 酒類業組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法等の準用)

第二十二条 第十八条第一項の創立總會については、第三十五条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第百八十二条(創立事項の報告)、第百八十三条(取締役

役員及び監査役の選任)、第二百三十二條第一項及び第二項(招集通知)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主總會の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定を、発起人については、同法第百九十三条、第百九十四条及び第百九十六条(発起人の責任)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「株主又ハ取締役」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者、理事又ハ監事」と、「第三百四十三條」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第十八條第五項」と、同法第二百四十九條第一項中「株主」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者」と、「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替へるものとする。

(役員)

第二十三条 酒類業組合に、役員として理事二人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

第二十四条 役員は、三年をこえることができない。

2 設立当初の役員は、前項の規定にかかわらず、一年をこえることができない。

(業務の執行)

第二十五条 酒類業組合の業務の執行は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第二十六条 理事は、各自酒類業組合を代表する。

2 前項の規定は、定款若しくは總會の議決で酒類業組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して酒類業組合を代表すべきことを定め、又は定款の規定に基き理事の互選で酒類業組合を代表すべき理事を定めることを妨げない。

(定款その他の書類の備付等)

第二十七条 酒類業組合が理事と契約するときは、監事が酒類業組合を代表する。酒類業組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

二十八条 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求め、これを拒んではならない。

種類又は販売業の業態

四 加入の年月日

2 商法第二百二十四條第一項及び第二項(株主名簿の効力)の規定は、組合員に対する通知又は催告については、準用する。

(理事の責任)

第三十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、酒類業組合に対し連帯して損害賠償の責任を負う。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、總會の議決によつた場合でも、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。

(監事の権限)

第三十一条 監事は、酒類業組合の業務を監査する。

2 監事は、何時でも、理事に対して業務の報告を求め、又は酒類業組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が總會に提出しようとする書類を調査し、總會にその意見を報告しなければならない。

(役員に兼職禁止)

第三十二条 監事は、理事又は酒類業組合の使用人と兼ねてはならない。

(役員についての商法等の準用)

第三十三条 理事及び監事については、商法第二百五十四條第一項及び第三項(取締役の選任及び取締役と会社との關係)、第二百五十七條第一項(取締役の解任)、第二百五十八條(欠員の場合の処置)、第二百六十六條第四項(取締役の

責任の免除)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する責任追及の訴)並びに第二百六十九條(取締役の報酬)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)及び第五十五條(代表権の委任)並びに商法第三十九條第二項(共同支配人)、第七十八條第一項(代表社員の権限)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)及び第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)の規定を、監事については、第三十条及び商法第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。

(總會の招集)

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 臨時總會は、監事もまた招集することができる。

4 組合員の五分の一以上の者は、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求することができる。

(組合員名簿)

第二十九条 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 酒類の製造場又は販売場の所在地

三 製造若しくは販売する酒類の

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

5 前項の請求があつた日から十日以内に理事が總會招集の通知を発しないときは、監事は、遅滞なく、總會を招集しなければならない。

6 前項の場合において、監事の職務を行つたとき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手續をしないときは、第四項の組合員は、大蔵大臣の承認を得て總會を招集することができる。

7 理事又は監事の總會の招集は、各その過半数で決する。

8 總會を招集するには、会日の十日前までに、會議の目的たる事項を示して、各組合員に対し、その通知書を発しなければならない。但し、第二項から第六項までの規定による場合においては、定款でこの期間を短縮することができる。

(議決権)
第三十五条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、前条第八項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、代理人をもつて、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を酒類業組合に差し出さなければならない。

(總會の議事)
第三十六条 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除く外、出席した組合員の議決

権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(總會の議決事項)
第三十七条 この法律に特別の定があるものの外、毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更その他定款で定める事項は、總會の議決を経なければならない。(特別の議決)
第三十八条 左に掲げる事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 第五十三条第一号の規定による解散
三 合併
四 組合員の除名
五 第四十三条第一項に規定する協定の設定、変更又は廃止

2 酒類組合は、定款で、前項に規定する出席組合員の三分の二以上の多数による議決(同項第四号に掲げる事項についての議決を除く)につき、これらの多数者が前事業年度において当該酒類業組合の地区内から移出した酒類(酒類業組合の組合員たる資格に係る酒類の酒類に限る。以下本項において同じ)の石数の合計が、その組合員が前事業年度において当該酒類業組合の地区内の製造場から移出した酒類の石数の合計の三分の一以上を超過していることを要する旨を定めることができる。

12³ 前項の場合においては、その議案の要領を第三十四条第八項に規定する通知書に記載しなければならない。

13⁴ 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(總會についての商法の準用)
第三十九条 總會については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主總會の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十四条第八項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及監事」と、同法第二百四十七条第一項中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と、「第二百四十三条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十八条」と読み替へるものとする。

第四十条 理事は、通常總會の会日の二週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出しなければならない。

2 理事は、通常總會の会日の一週間前から前項に規定する書類及び監事の意見書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 理事は、監事の意見書を添えて

第一項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

5 商法第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定は、前項の承認があつた場合について、準用する。

(会計帳簿等の閲覧等)
第四十一条 総組合員の十分の一以上の者は、何時でも、理事に対して会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第五節 事業
(事業)
第四十二条 酒類業組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施に対する協力
二 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ
三 前二号に掲げるものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力
四 酒税法違反の自発的予防
五 組合員の製造又は販売する酒類の供給が均衡を失したことに因り、酒類の価格がその酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金が回収が遅れる等組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が健全となつたため、酒税の納付が困難となり、又は困難となる虞があると認め

られる場合において、左に掲げる規制を行うこと。
イ 組合員が製造する酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制
ロ 組合員が販売する酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の取引条件に関する規制
六 組合員の製造する酒類の原料の購入のあつた旋
七 組合員の資金借入のあつた旋
八 前二号に掲げるものの外、組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつた旋
九 組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導
十 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業
(協定の設定及び変更)
第四十三条 酒類業組合は、前条第五号に掲げる規制を行うおとるときは、總會の議決により規制の内容及びその実施に関する定(以下「協定」という)を定めて大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更(第四十五条第一項の命令に基き変更を除く)しうとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該協定の内容が左の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。
一 前条第五号に規定する事態を解消するための必要、且つ、最

五四九

少限度の範圍をこえてい

- 二 不当に差別的であること。
- 三 消費者及び取引の相手方の利益を著しく害すること。

(協定の実施の予告)

第四十四条 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、その実施について予告しなければならぬ。但し、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

(協定の変更命令等)

第四十五条 大蔵大臣は、第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類業組合に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

2 大蔵大臣は、第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定が不必要となつたと認めるときは、遅滞なく、その認可を取り消さなければならない。

3 大蔵大臣は、酒類業組合が第一項の命令に従わないときは、当該協定の認可を取り消すことができる。

(協定の廃止)

第四十六条 協定の廃止は、總會の議決によらなければならない。

2 酒類業組合は、協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(協定の設定等の公告)

第四十七条 酒類業組合は、協定を設定し、又は変更したときは、そ

の内容の要旨を、協定を廃止したとき、若しくはその認可を取り消されたときは、その旨を、遅滞なく公告しなければならない。

2 前項の公告の方法は、大蔵省令で定める。

(過怠金)

第四十八条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、第四十三条第一項の認可を受けた協定に違反した組合員に対し、過怠金を課することが出来る。

(検査員)

第四十九条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、協定の実施を検査するために検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(離職従業員の優先雇用)

第五十条 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

(経費の賦課)

第五十一条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて酒類業組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第五十二条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

第六節 解散及び清算

(解散の事由)

第五十三条 酒類業組合は、左に掲げる事由によつて解散する。

- 一 總會の議決
- 二 合併
- 三 破産
- 四 定款で定める存立時期の満了
- 五 第九十条の規定による大蔵大臣の解散命令

(合併)

第五十四条 酒類業組合は、合併をすることができる。

第五十五条 合併をする酒類業組合の一方が合併後存続する場合においては、その理事は、第五十七条第二項において準用する商法第百九条(債権者の異議)の手續の終了後、遅滞なく總會を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

2 合併に因り消滅する酒類業組合の組合員は、前項の總會については、合併後存続する酒類業組合の組合員と同一の権利を有する。

第五十六条 合併によつて酒類業組合を設立するには、各酒類業組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成しなければならない。

2 設立委員は、第五十七条第二項において準用する商法第百九条(債権者の異議)の手續の終了後、遅滞なく總會を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

者の異議)の手續の終了後、遅滞なく、前項の定款を會議の日時及び場所とともに合併に因り消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立總會を招集しなければならない。

3 前項の創立總會においては、設立委員が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定の変更並びに合併の議決の趣旨に反する変更は、できない。

4 第二項の創立總會の議事は、合併に因り消滅する酒類業組合の組合員の総数の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第三十八条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併についての商法等の準用)
第五十七条 前条第二項の創立總會については、第十八条第三項及び第三十五条並びに商法第百八十二条(創立事項の報告)、第百八十三条(取締役及び監査役の選任)、第百三十二条第一項及び第二項(招集通知)、第百三十九条第五項、第百四十二条第二項(特別利害関係人の議決権)、第百四十三条(延期又は執行の決議)、第百四十四条(株主總會の議事録)、第百四十七條から第百五十條まで、第百五十二条並びに第百五十三条(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「設立委員」と、同法第

二百四十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と、第百四十三條とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十六條第四項」と、同法第二百四十九條第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替へるものとする。

2 酒類業組合の合併については、第十九條並びに商法第九十八條第二項(解散会社の合併)、第九十九條(財産目録及び貸借対照表の作成)、第百條(債権者の異議)、第百二條から第百六條まで及び第百八條から第百十一條まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九條第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立總會」とあるのは「第五十五条第一項の總會又は第五十六條第二項の創立總會」と、商法第九十九條中「財産目録及貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替へるものとする。

(清算等についての商法等の準用)
第五十八条 酒類業組合の清算については、商法第百十六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二

第十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百三十一条、第四百十七條から第四百二十三條まで、第四百二十四條第一項、第四百二十六條第一項、第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)及び第四百二十九條(會社の保存)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五、第三百三十六條及び第三百三十七條から第三百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五條から第三十條まで、第三十一條第二項及び第三項、第三十二條、第三十四條(第三項を除く)、第四十條及び第四十一條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)及び第五十五條(代表権の委任)並びに商法第三十九條第二項(共同支配人)、第七十八條第一項(代表社員の特権)、第二百四十四條第二項(株主總會の議事録)、第二百四十七條、第二百四十九條(株主總會の決議の取消の訴)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百五十八條(欠員の場合の措置)、第二百六十六條第四項(取締役の責任の免除)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する責任追及の訴)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を適用する。この場合において、

同法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三條第五号」と、「法務大臣」とあるのは「大蔵大臣」と、同法第二百二十四條第一項第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第三百三十一條中「社員ニ分配」とあるのは「財産ヲ処分」と、同法第四百十九條中「財産目録及貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」と、同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第二百六十六條第四項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八條第一項において適用する同法第三十條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八條第一項ニ於テ適用スル同法第四十條第四項」と読み替へるものとする。

2 酒類業組合の設立の無効については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又は監事」と読み替へるものとする。

第七節 登記

第五十九條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の登記)

第六十條 酒類業組合は、第二十條の規定による事務の引継があつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならぬ。

2 設立の登記には、左に掲げる事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

六 役員の名及び住所

七 酒類業組合を代表しない理事があるときは、酒類業組合を代表すべき理事の氏名

八 数人の理事が共同して酒類業組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

3 酒類業組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。(従たる事務所の新設の登記)

第六十一條 酒類業組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第六十二條 酒類業組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)

第六十三條 第六十條第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十四條 酒類業組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十五條 酒類業組合が合併をし

たときは、第五十七條第二項において適用する第十九條第一項の認可があつた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については變更の登記、合併に因り消滅する酒類業組合については解散の登記、合併に因り成立する酒類業組合については第六十條に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十六條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に左に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 酒類業組合を代表しない清算人があるときは、酒類業組合を代表すべき清算人の氏名

三 数人の清算人が共同して酒類業組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

2 第六十三條の規定は、前項の規定により登記した事項の變更の登記について適用する。

(清算終了の登記)

第六十七條 酒類業組合の清算が終了したときは、第五十八條第一項において適用する商法第四百二十七條第一項(清算の終了)の承認があつた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

昭和二十八年二月二十七日 參議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

(管轄登記所及び登記簿)
第六十八條 酒類業組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。
(設立の登記の申請)
第六十九條 酒類業組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。
3 合併に因る酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十七條第二項において準用する商法第百條第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面をも添附しなければならない。

第七十條 第六十條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。
(変更の登記等の申請)
第七十一條 酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十條第二項に掲げる事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 第六十九條第三項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。
(一時理事の職務を行うべき者の登記の手続)
第七十二條 第三十三條及び第五十八條第一項において準用する商法第二百五十八條第一項(欠員の場合約の処置)の規定による登記は、大蔵大臣の職託によつてする。
(解散の登記の申請)
第七十三條 第六十四條の規定による酒類業組合の解散の登記は、第四項に規定する場合を除く外、清算人の申請によつてする。

3 第六十九條第三項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。
(一時理事の職務を行うべき者の登記の手続)
第七十二條 第三十三條及び第五十八條第一項において準用する商法第二百五十八條第一項(欠員の場合約の処置)の規定による登記は、大蔵大臣の職託によつてする。

第七十三條 第六十四條の規定による酒類業組合の解散の登記は、第四項に規定する場合を除く外、清算人の申請によつてする。
2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
3 理事が清算人でないときは、第一項の登記の申請書には、申請人の資格を証する書面をも添附しなければならない。

4 第九十條の規定による命令に基く解散の登記は、大蔵大臣の職託によつてする。
第七十四條 第六十五條の規定による酒類業組合の解散の登記は、合併に因り消滅する酒類業組合の理事の申請によつてする。
2 第六十九條第三項及び前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
(清算人の登記の申請)
第七十五條 第六十六條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第六十六條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてするものとし、その登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
(清算終了の登記の申請)
第七十六條 酒類業組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第五十八條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項(清算の終了)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。
(設立無効等の登記の手続)
第七十七條 酒類業組合の設立若しくは合併を無効とし、又は総会の議決を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。
(非訟事件手続法等の準用)
第七十八條 酒類業組合の登記については、商法第十一條(登記事項の公告)及び第六十一條(登記期間の起算)並びに非訟事件手続法第百三十九條ノ二、第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第三章 連合会及び中央会
(連合会)
第七十九條 第九條第一項の規定により定款で定める酒類の種類を同じくする酒造組合又は同条第三項

の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会(以下「連合会」と総称する)を組織することができる。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けるときは、特別の区域によることができる。

2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の組織する連合会は、その会員を第九條第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合においては、当該連合会の会員たる資格を有する当該酒販組合は、他の連合会の会員となることができない。
3 連合会は、その会員の総数がその地区内において前二項の規定により会員たる資格を有する酒類業組合の総数の三分の二以上でなければ、設立することができない。
(中央会)
第八十條 酒造組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒造組合で加入すべき連合会がないものうち、同一種類の酒類に係るものは、全国をその地区とする酒造組合中央会を組織することができる。

2 酒販組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒販組合で加入すべき連合会がないものうち、同一業態に係るものは、全国をその地区とする酒販組合中央会を組織することができる。

8 前項の場合において、酒販組合中央会は、その会員を前条第二項の規定に該当する酒販組合連合会及び第九條第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合において、当該酒販組合連合会及び当該酒販組合は、他の酒販組合中央会の会員となることができない。
4 酒造組合中央会及び酒販組合中央会(以下「中央会」と総称する)は、その会員の総数が前三項の規定により会員たる資格を有する連合会及び酒類業組合の三分の二以上でなければ、設立することができない。
(連合会及び中央会の会員の議決権)
第八十一條 連合会の会員の議決権の数は、会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
2 中央会の会員の議決権の数は、会員たる連合会を組織する酒類業組合の組合員又は会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九條第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第一項の規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態

2 前項の場合において、酒販組合中央会は、その会員を前条第二項の規定に該当する酒販組合連合会及び第九條第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合において、当該酒販組合連合会及び当該酒販組合は、他の酒販組合中央会の会員となることができない。
4 酒造組合中央会及び酒販組合中央会(以下「中央会」と総称する)は、その会員の総数が前三項の規定により会員たる資格を有する連合会及び酒類業組合の三分の二以上でなければ、設立することができない。
(連合会及び中央会の会員の議決権)
第八十一條 連合会の会員の議決権の数は、会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
2 中央会の会員の議決権の数は、会員たる連合会を組織する酒類業組合の組合員又は会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九條第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第一項の規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態

2 前項の場合において、酒販組合中央会は、その会員を前条第二項の規定に該当する酒販組合連合会及び第九條第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合において、当該酒販組合連合会及び当該酒販組合は、他の酒販組合中央会の会員となることができない。
4 酒造組合中央会及び酒販組合中央会(以下「中央会」と総称する)は、その会員の総数が前三項の規定により会員たる資格を有する連合会及び酒類業組合の三分の二以上でなければ、設立することができない。
(連合会及び中央会の会員の議決権)
第八十一條 連合会の会員の議決権の数は、会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
2 中央会の会員の議決権の数は、会員たる連合会を組織する酒類業組合の組合員又は会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九條第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第一項の規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九條第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態

の酒類販売業者である組合員の数は、前二項の規定の適用については、当該酒類業組合の組合員の数に算入しない。

(連合会及び中央会の事業)

第八十二条 連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他の他国の酒税の保全に関する措置に対する協力

二 酒税法違反の自発的予防

三 会員たる酒類業組合が行う第四十二条第五号に規定する規制についての総合調整計画の設定及びその実施

四 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の原材料の購入のあつ旋

五 会員たる酒類業組合及びその組合員の資金の借入のあつ旋

六 前二号に掲げるものの外、会員たる酒類業組合の組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつ旋

七 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導

八 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

九 前項の規定は、中央会について準用する。この場合において、同項第三号中「規制」とあるのは、「規制又は会員たる連合会がその会員のする規制について行う調整事業」と、第四号から第七号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会」の構成員たる酒類業組合」と読み替へるものとする。

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項第二号及び第三号を除く)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く)、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条第一項中「その組合員とならうとする者三人以上」とあるのは連合会については「その会員とならうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員とならうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第四項中「総組合員の五分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同

条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八條第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、「連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替へるものとする。

第四章 酒税保全措置

(酒税保全のための通告又は命令)

第八十四条 大蔵大臣は、酒類の供給が均衡を失したことに因り、酒類の価格が酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金の回収が遅れているため、酒税の滞納若しくは脱税が行われ、又は行われる虞があると認められる場合においては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の通告をすることができる。

一 酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

二 酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の販売条件に関する規制

三 大蔵大臣は、前項の規定に該当する場合において、通告によつては同項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、同項の規定による通告をした後又は当該通告に代えて、大蔵省令をもつて、酒類製造業者に対し、同項各号に掲げる事項につき命令することができる。

三 大蔵大臣は、第一項の規定に該当する場合において、前二項の規定による通告又は命令によつては第一項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該通告若しくは命令と同時に、あるいは、酒類販売業者の取引の状況により特に必要があると認めるときは、当該通告若しくは命令をしない内、同項第二号に掲げる事項につき内容を定めて、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会若しくは酒販組合に加入していない酒類販売業者に対し、これに従うべき旨の通告をし、又は前項の規定に準じ、酒類販売業者に対し命令することができる。

四 前三項の規定による通告又は命令の内容は、第四十三條第二項各号の一に該当するものであつてはならない。

五 第一項又は第三項の規定による通告は、その相手方に対する個別の通知に代えて、官報にその内容を公告することによつて、することができる。

六 酒類製造業者が、事業経営の著しい不健全のため、酒税を滞納し、又は滞納する虞がある場合において、その者に担保の提供の能力がないときその他酒税の保全のため必要があると認められるときは、大蔵大臣は、その者に対し、適正な減価償却、経費の節約その他経理に関する改善をなすべきことを通告することができる。

(酒類業組合への諮問)

第八十五条 大蔵大臣は、前条第二項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七條の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

(酒類の種類等の表示義務)

第八十六条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒税法の規定による酒類の種類、類別及び級別その他政令で定める事項を容易に識別することができる方法でその販売する酒類の容器の見やすい所に表示しなければならない。

第五章 監督

(届出)

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」という。)は、左に掲げる場合において、政令で定めるところにより、二週間以内に、当該各号に規定する事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、その旨

二 組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動を生じたときは、異動事項

三 第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項に異動を生じたときは、異動事項

(役員等の解任命令)

第八十八条 大蔵大臣は、酒類業組合等の役員がこの法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に違反したときは、当該酒類業組合等に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務等の改善命令)

第八十九条 大蔵大臣は、酒類業組合等の業務又は会計が法令又は定款に違反していると認めるときは、

昭和三十二年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 酒税法案外一件

酒類業組合等に対し、期間を定めてその業務又は会計を是正すべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、酒類業組合等の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、酒類業組合等に対し、改善のための適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(解散命令)

第九十条 大蔵大臣は、酒類業組合等が左の各号の一に該当すると認めるときは、その解散を命ずることができる。

一 第五号各号(第八十三条において準用する場合を含む)に規定する要件を欠くに至つたとき。

二 第十四条、第七十九条第三項又は第八十条第四項の要件を欠くに至つたとき。

三 定款に定める事業以外の事業を行つた場合において、前条第一項の命令をなしたにもかかわらずこれに従わないとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、あらかじめ酒類業組合等にその旨を理由を附して通知し、当該酒類業組合等を代表する役員又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、部下の職員をして聴聞をさせなければならない。

(質問検査権)

第九十一条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者に対し、その業務若しくは財産に関し必要な報告を

求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(交付金の交付)

第九十二条 国は、酒類業組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費を補助するため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

2 国は、酒類業組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、交付金を交付してはならない。

3 第一項の規定による交付金の交付の手續については、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)

第九十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、酒類業組合等

又はその組合員若しくは会員が第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた協定に基いて行つた行為及び第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に基いて行つた行為には、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十四条 大蔵大臣は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む)の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 大蔵大臣は、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 公正取引委員会は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた協定の内容及び第八十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む)の一に該当するに至つたと認めるときは、大蔵大臣に対し、第四十五条(第八十三条において準用する場合を含む)の規定による処分を請求することができる。

(実施規定)

第九十五条 この法律に特に規定するものの外、この法律の実施のため必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む)の規定による認可を受けな

い協定を実施した場合においては、酒類業組合等の理事等その行為をした者は、一年以下の懲役又は十

万円以下の罰金に処する。

第九十八条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の規定に違反した者

二 第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員からの質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条 第六条第三項(第八十三条において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に關し、第九十六条又は前二条の規定に違反したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金を科す

る。

第一百一条 左の各号の一に該当する場合においては、酒類業組合等の発起人、理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて酒類業組合等が行つることができる事業以外の事業を営んだとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 この法律に定める公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

四 第十条(第八十三条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

五 第十三条第二項(第八十三条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

六 第二十二條若しくは第三十九条(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む)において準用する商法第二百四十四條、第五十七條第二項(第八十三条において準用する場合を含む)において準用する商法第九十九條又は第五十八條第一項(第八十三条において準用する場合を含む)において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をしたとき。

七 第二十八條、第二十九條又は第四十条第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をし、又は正当な理由がないのに

て、組合の円滑なる運営を期する見地より、組合が特別議決を要する第三十八条の規定において、石数を加味し、特に定款で定められた場合には、石数の三分の一以上の議決を要することとする事ができるようにいたしてあります。

両案の審議に当つては熱心なる質疑応答が交わされたのでありますが、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終結し、討論に入り、伊藤委員より、「今回の減税措置には賛意を表すが、酒類別に均衡を欠く点が見られること、及び業者のことが懸念されること、及び業者のマーシンの引下げが多きに過ぐるため、延いては酒税の保全を困難ならしめること等が考えられるから、当局の適切な善処を要する」との希望を附して、両案に対し賛成意見を述べ、堀木委員より、「社会政策的な見地に立つて行われた今回の減税措置は一応妥当と思うが、現今の食糧事情に鑑み、酒税収入本位より脱却して、日本経済の総合的観点に立脚した方針を樹立すべきである」との希望を附して、両案に対する賛成意見が述べられ、菊川委員より、「勤労大衆の生活を豊かにすることに異論はないが、飲酒の及ぼす悪影響若しくは食糧事情を考慮すれば、その調整に当つて慎重を期すべきであり、又免許制度にかかわる不正行為についても十分監視すべきである。このほか労働者に対して安い価格の酒を提供し得る専用施設を設けたい」との意見を附して、両案に対する賛成意見が述べられ、次

いで黒田委員より、「酒税法案については更に一層の税率の引下げを要望する。酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案については、指定販売業者に対する加算税の制度の存続期間は一年で十分その目的を達成し得るものと確信するが、将来卸売業者との調整は慎重に配慮されたい」との希望を附して、両案に対する賛成意見が述べられ、次いで松永委員より、「税率の引下げは今後も実施すべきであり、又日本経済の現状においては、酒造の遺石を因るよりは米麦の増産による食糧の確保を先決問題として解決すべきであると考えるが、一応希望を附して両案に賛成する」との意見が述べられました。

討論を終り、両案についてそれぞれ採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
 ○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
 [賛成者起立]
 ○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決されました。

○副議長(三木治朗君) 内閣から、昨日、警察法案が本院に予備審査のため送付せられました。本案につきましても、特に本会議において内閣よりその趣旨説明を聴取する必要がある旨の議院運営委員会の決定でございました。この際、本案につき國務大臣の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
 ○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。大藏國務大臣。
 [國務大臣(大藏健君) 今回提出いたしました警察法案につきましても、その提案の理由及びその要点を御説明いたします。
 現在の警察制度は、占領下の初期におきまして、警察民主化の方策として急激に改革が行われた結果生じたものでありまして、確かに従前の警察に見られなかつた民主的な美点を有してはおりますが、他面において現下の我が国の実情に適しない部分のあるは否めなない事実であります。即ち、現在の制度は国家地方警察と自治体警察の二本建となつており、その組織はおのの管轄区域を異にしておりますが、前者は国家的性格に過ぎず自治的要素を欠如し、後者は完全自治に過ぎず国家的性格を欠如し、両者それ長短を兼ね有しているものであります。故に、忌憚なく申せば、この制度自身が警察本来の性格と運営にとつて必ずしも適合せざるものを内蔵している次第であります。且つ、これまでも、自治体警察においても、国家地方警察においても、相互間の連絡調整のためにはおののよく努めて参つたものではあります。が、何と申しても、その管轄区域の相違より生ずる盲点の存在は、世人のすでに指摘するところでありました。且つ中小自治体警察は、その単位が小さきに失し、ために効率的運営に欠くところのあつたことも、これ又認めざるを得なかつたのであります。更に、国

の治安の責任の所在につきましても、現制度下においては極めて不明確でありまして、この点に関する限り、現下の警察組織は、かの民主主義の所産である責任内閣制度の精神から見て徹底せざるものがあるものであります。それ故、これらの点につきましても、現行制度実施後、過去五カ年有るの間に、我々が国の治安情勢は、これらの弱点を内蔵する警察制度の根本的改正が要請せられるに至つては、遺憾なく、慎重に検討を重ねました結果、民主警察の美点を保持しつつ、上述の不備を是正し、以て治安の確保と行政責任の明確化を図るため、ここにこの法律案を提出し、御審議を願う次第であります。(ちつとも保持されてないぞ)と呼ぶ者あり)

この法律案の主なる点を申し上げますと次の通りであります。即ち、第一には、警察による治安確保についての政府の責任を明かにするため、國務大臣を以て充つところの警察長官を置き、この長官の権限がとすれば適大に陥らぬよう、その所掌する職務はこれを法律に明記して制限を加えたのみならず、長官の職務は、飽くまで不偏不党、且つ公平中正を旨とすべきことを規定して、仮にも政治警察の弊害の生ぜざるよう、厳格なる保障の措置を講じたのであります。且つ他方において、現在の国家公安委員会に代るところの国家公安監理会は、警察が時の政治的勢力に左右せらるる事のなきよう、常時監視

助官の機関としてその職責を果すこととなつております。第二には、先ほど申述べました自治体警察、国家地方警察の二本建の弊を除き、両者それの組織に内包する欠陥を是正せんがために、国家地方警察、自治体警察は、共にこれを廃止して、新たに都道府県単位の都道府県警察を設け、これによつて、従来に比して一層効率的な民主警察の運営を図ることとしたのであります。なお、この場合、人口七十万以上の大都市については、それが実質上、府県と同様の規模を有しております点に鑑みまして、若しもこれらの市が希望いたします場合は、都道府県警察と同一の性格を有する市警察を置き得る途を開いたのであります。

第三に、都道府県警察については、その民主的な運営を保障するため、その管理を都道府県公安委員会に委ねました。一方、公安委員は常時警察長の考課を記してこれを中央に具申し、且つ警察長並びに警察官に対して罷免懲戒の勧告権を有することとなつたのであります。(人事院の勧告をどうした)と呼ぶ者あり)且つこの公安委員の構成には変更を加えて、地方自治の機関との連絡を一層緊密にいたしました。警察官等の設置その他、都道府県警察に関する地方的事項は、挙げてこれを都道府県条例に委ねるものとしたのであります。而してその職員の大数多数は地方公務員とし、警察に要する経費は、国家的な警察事務を除いてすべて都道府県の負担とする等、能く限り自治体警察の特徵と美点を具備せしむることといたしました。この精神よりいたしまして、個々の犯罪捜査の指揮のごと

となつております。第二には、先ほど申述べました自治体警察、国家地方警察の二本建の弊を除き、両者それの組織に内包する欠陥を是正せんがために、国家地方警察、自治体警察は、共にこれを廃止して、新たに都道府県単位の都道府県警察を設け、これによつて、従来に比して一層効率的な民主警察の運営を図ることとしたのであります。なお、この場合、人口七十万以上の大都市については、それが実質上、府県と同様の規模を有しております点に鑑みまして、若しもこれらの市が希望いたします場合は、都道府県警察と同一の性格を有する市警察を置き得る途を開いたのであります。

第三に、都道府県警察については、その民主的な運営を保障するため、その管理を都道府県公安委員会に委ねました。一方、公安委員は常時警察長の考課を記してこれを中央に具申し、且つ警察長並びに警察官に対して罷免懲戒の勧告権を有することとなつたのであります。(人事院の勧告をどうした)と呼ぶ者あり)且つこの公安委員の構成には変更を加えて、地方自治の機関との連絡を一層緊密にいたしました。警察官等の設置その他、都道府県警察に関する地方的事項は、挙げてこれを都道府県条例に委ねるものとしたのであります。而してその職員の大数多数は地方公務員とし、警察に要する経費は、国家的な警察事務を除いてすべて都道府県の負担とする等、能く限り自治体警察の特徵と美点を具備せしむることといたしました。この精神よりいたしまして、個々の犯罪捜査の指揮のごと

となつております。第二には、先ほど申述べました自治体警察、国家地方警察の二本建の弊を除き、両者それの組織に内包する欠陥を是正せんがために、国家地方警察、自治体警察は、共にこれを廃止して、新たに都道府県単位の都道府県警察を設け、これによつて、従来に比して一層効率的な民主警察の運営を図ることとしたのであります。なお、この場合、人口七十万以上の大都市については、それが実質上、府県と同様の規模を有しております点に鑑みまして、若しもこれらの市が希望いたします場合は、都道府県警察と同一の性格を有する市警察を置き得る途を開いたのであります。

第三に、都道府県警察については、その民主的な運営を保障するため、その管理を都道府県公安委員会に委ねました。一方、公安委員は常時警察長の考課を記してこれを中央に具申し、且つ警察長並びに警察官に対して罷免懲戒の勧告権を有することとなつたのであります。(人事院の勧告をどうした)と呼ぶ者あり)且つこの公安委員の構成には変更を加えて、地方自治の機関との連絡を一層緊密にいたしました。警察官等の設置その他、都道府県警察に関する地方的事項は、挙げてこれを都道府県条例に委ねるものとしたのであります。而してその職員の大数多数は地方公務員とし、警察に要する経費は、国家的な警察事務を除いてすべて都道府県の負担とする等、能く限り自治体警察の特徵と美点を具備せしむることといたしました。この精神よりいたしまして、個々の犯罪捜査の指揮のごと

となつております。第二には、先ほど申述べました自治体警察、国家地方警察の二本建の弊を除き、両者それの組織に内包する欠陥を是正せんがために、国家地方警察、自治体警察は、共にこれを廃止して、新たに都道府県単位の都道府県警察を設け、これによつて、従来に比して一層効率的な民主警察の運営を図ることとしたのであります。なお、この場合、人口七十万以上の大都市については、それが実質上、府県と同様の規模を有しております点に鑑みまして、若しもこれらの市が希望いたします場合は、都道府県警察と同一の性格を有する市警察を置き得る途を開いたのであります。

きは、中央の警察庁はこれを都道府県警察の職務に一切を委ねるべきものでありまして、政府は今般この点につき特に其の意の存するところを明かに示したのであります。

以上の諸点が改正案の骨子でありまして、この制度が実施される結果となりますれば、警察官の数において約一割三分程度を減少し、而も機構の単一化によつて、従前に比して遙かに効率を著くべきことは論を待ちません。

〔誰の警察だ〕と呼ぶ者あり。なお、この改正が実施されます場合には、国家地方警察、自治体警察ともに、その職員の身分に変更を生ずる結果となりませんが、この場合にも努めて新しい警察機構への受入れを円滑にし、俸給その他の給与、恩給等についても、特に従来の自治体警察の職員であつた者の既得の立場を尊重し、少しでも不利益な結果を招かぬよう、万全の配慮を払ふ所存であります。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕
○吉川末次郎君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、警察法案に対する若干の質問を政府に試みたいと思つてあります。先ず第一に吉田内閣総理大臣にお尋ねしたいと思つてあります。

而して本法案は、幸いに成立いたしました時は、十月一日を目途として施行の日を政令で定めたいと存じますが、上述のごとく円満なる引継ぎの万全を期したため、二十八年度中は、都道府県警察に要する経費は、従前通りの負担区分に従つて、即ち、従前の国家地方警察の組織に属するものについては、市町村警察の組織に属す

るものについては市町村が、従前通り交付することとし、二十八年度中は、この法律施行によつて、国、都道府県、府町村間に負担の変更を来たさないこととしたのであります。

以上、本法案提出の理由及びその内容の概要を申し上げた次第でありまして、何とぞ御審議あらんことをお願いする次第であります。

○副議長(三木治郎君) 只今の國務大臣の趣旨説明に対し質疑の通告がございますが、議事の都合により午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十分開議
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

吉田総理大臣は、先にもその施政方針演説におきまして、現行警察法の改正を約束され、今その法案の御提出を見られたのであります。この法案を見まして先ず第一に私たちに痛感させられますことは、それが余りにも多く戦前の警察制度への復帰であるということでございます。政府及び総理は、或いは旧弊の復活は成めるとか、或いは民主警察の美点はこれを保持しつつとか、頻りに言つておいでになるのであります。

するが、私の見るところ、これは単なる口先ばかりのお体面をお作りになつてゐるのであります。その実際は極めて露骨な旧警察制度への復元にはかならないことを感じさせられるのであります。即ち、例へて申し上げますれば、今回のこの法案に盛り込まれておられる言葉の中で、警察庁長官という言葉は昔の内務大臣に、次長とありまするのを警保局長に、道府県警察長とありまするのを道府県警察部長に読み替へるといたしまして、そのことだけをいたしまして、完全にそのまま、内務大臣を頂点としたしまして、全国に一糸乱れざる統制の網を張りめぐらしておりました戦前の旧日本の警察制度の復活であるといふことは、極めて明かであるかと思つてあります。

〔その通りだ〕と叫ぶ者あり。この旧制度につきまして、言つてマツカーサー元帥は言つておられるのであります。「一般大衆の統制外に立つ行政長官を長とする、高度に中央集権化された警察官制を設け、これを維持することは、日本の封建的過去においてそうであつたごとく、近代全体主義的独裁制の顯著な特徴である。」

又「戦前十ヶ年間に於ける日本軍閥の最も強大なる武器は、中央政府が都道府県庁をも含めて行使した思想警察及び憲兵隊に対する絶対的権力であつた。併し民主的社會においては公安の維持を司る警察力というものは、究極において、上から課せられた人民に対する抑圧的統制をもつては、その最大限の力を發揮し得るものでなく、却つて、人民の公僕として、また人民に直接責任を負ふという關係において始めて無限の力を得るものである。」

殆んど完膚なきまでに痛烈にマツカーサー元帥は旧日本の警察制度をば批判し、その短所、欠陥を余すところなく指摘してゐるのであります。あえて、何も、マツカーサー元帥の言ふところであるからと言つて、これに盲従する必要はありませんが、この日本の旧警察制度に対する元帥の批判というものは、誠に正徳を得てゐるといふこの一事だけにつきましては、私はマツカーサー元帥の言を尊重したいと考えてゐるものであります。そのように、旧日本の警察制度といふものは、いわば札付きの悪制度であると考えてゐるのであります。

第二に、吉田内閣総理大臣に更にお伺ひいたしたいことは、この我々の前に提出された改正法案におきまして、現行警察法の前文といふものが削除廃棄されておるといふことでありまして、前文は、言ふまでもなく、それが付されておきますところの法律の全体的精神をば現わしたものであると思つて、又ここに新しく法案を出される

ならば、それに代るところの前文を付さなかつたのであるか。そこで私は吉田総理にお伺ひいたしたいことは、このように現行警察法の前文を全く排除せられたといふことは、その前文にこのやうなことが書かれておる。それは、皆様御承知のことであると思ひます。が、即ち「國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に從ひ、又、地方自治の真義を推進する観点から、国会は、秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社會の責任の自覚を通じて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護するために、國民に屬する民主的權威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。現行警察法の日本憲法と結び付いたところの民主的精神といふものが、ここに遺憾なく私は短かい文章の中に現はれておると思つてあります。このやうなこの前文を、この改正案において全く廃棄せられたのは、この前文の意味をば否認せられたものと解釈してよいかどうか。或いは又この前文のどの点がこれを削除せなければならぬほど悪い所があるという見解において行われたのであるかどうかという、この前文廃棄の理由を、吉田内閣総理大臣から、私はお答えが願ひたいと思つてあります。

次に、私は、今申し上げた質問の内容と関連いたしまして、主務大臣であります犬養法務大臣に御質問いたしたいと思つてあります。が、犬養さんの言葉といたしまして、本年二月十四日の読売新聞の記事の中に引用されておるところによりまして、「この

犬養さんの言といたしまして、「この

犬養さんの言といたしまして、「この

犬養さんの言といたしまして、「この

改正で、職権を失った英米法の考へ方が再びドイツ法の能率本位に帰ろうとしている」と言つておられるのであります。(「官僚国家だよ」と呼ぶ者あり)とかく、敗戦後のいろ／＼なこの民主的な改革をば、保守主義者は、これは行過ぎである、これを是正するのであるというやうな言葉を吐くのであります。が、それらの人は、私の見るところでは、新しい憲法の精神を理解するところの能力がない。そうして過去の憲法、明治憲法、それは我々は法律学生の時代において不磨の大典であると、極めて有難い御託を付して教えられたのでありますけれども、その美、それは滅び去つたところのドイツ連邦国の主盟国であるプロイセン王国の憲法を伊藤公が教えられて、これを翻訳して、いわゆる日本帝國憲法といつたに過ぎないものであるといふことは、日本の法律学生はこれは多く教えられないのでありますけれども、世界列國の憲法学者や政治学者が、つとに熟知いたしておることでもあります。(「いつも同じことだ、少し変わったことを言いなさい」と呼ぶ者あり)そこで、私は犬養さんにお尋ねいたしたのであります。が、英米風の警察制度をば、やめて、ドイツ法のこの能率本位の警察制度をこの法案によつて打ち立てると言つておられるのであります。が、実際にこのところの新憲法以前の日本の法律制度その他一切の文物といふものは、明治憲法と結び付いたところの考へ方によつて、すべて亡國プロイセンを模範として作られて来たものであるであります。その犬養さんの言われるところのドイツの警察制度といふのは、いつの時代

のドイツを指して犬養さんは言つておいでになるか。第一次欧州大戦前のカイゼル・ウィルヘルム二世時代のドイツ警察を指していらつしやるのか。或いはそれよりも古く、伊藤公や山県公がドイツに留学いたした時代の十九世紀のドイツを指していらつしやつたか。或いは第一次欧州大戦によつて國破れたところのこのワイマル憲法下のドイツの警察制度を指していらつしやるのか。或いは又、フアアシスト、ヒットラー治下のナチスの警察制度を指していらつしやるのか。ただ漫然と、ドイツと日本人が言つておられるときは、その考へ方において、その制度文物において、多くは明治憲法と結び付いたところの、普仏戦争に勝ち、普墺戦争に勝つて、勢力隆々として、而もその背後においては、資本主義の発達において列國よりも遅れて、極めて多くの封建的な性質を遺存いたしておりましたところのあの古きドイツ、第一次欧州大戦前のドイツに七十年の間、明治憲法と結び付いて、日本人は何事もドイツに準べと教えられて来たところの仕きたりの観念から、その亡國ドイツ、軍國主義ドイツの制度文物一切のものを頭の中にしみ込まされて、これが何か固有の日本のものであるかのような錯覚に陥つてゐる人が極めて多く、特に自由党を中心とするやうな保守派や封建主義者に極めて多いといふことを我々は知らないければならぬのであります。(拍手)いつの時代を指されるのであるか、いつのドイツの警察制度を指されるのであるか、お答えを願ひたい。そこで、若し犬養さんが、今日のドイツ、東ドイツと西ドイツに分れておられる

が、東ドイツはこれは別といたしまして、西ドイツの警察制度といふものをば若し指していらつしやるならば、私は指していらつしやると思つたのであります。が、(笑聲)国会の立法審査局の専門員であります土屋正三君といふ、日本の警察行政についてのこれは一流の専門家であります。この人が、最近の「警察研究」といふところの専門の雑誌に四回に亘つて連載いたしておられますところの「西独の警察」といふところの論文紹介を見ますと、今日の第二次欧州大戦後の西ドイツの警察制度といふものは、犬養さんの言ふ、民主主義的な、自治体警察を中心とした現行日本の警察制度と殆んど同じところの警察制度が行われておるのであります。(「一遍読んで来てい」呼ぶ者あり)これをどう犬養さんはお考へになつておられるのかどうか。この土屋君の、日本一流の警察行政の専門家の西独の警察についての紹介をまだお読みにならないならば、御一読願ひたい。私はそれを申し上げておきたい。御答弁を願ひたいと思つたのであります。

又これはむしろデテールの問題に亘るのであります。が、主務大臣でありますからお尋ねしたいと思つたのであります。この法案の中に皇宮警察のことを規定いたしておられます。もとより皇宮警察云々といふことの極めて簡単な文句は現行警察制度の中にあるのであります。が、いろ／＼と具体的なその内容について新しいことが今度の法律案の中に規定されておるのであります。皇宮護衛官、或いはそれがための学校であるといふやうな、いろ／＼の詳細なる皇宮警察に対するところの規定が新たにここに加えられておるのであります。が、特にこのやうな規定を設けるところの必要がどこから来るのであるかといふことについて、一つ主務大臣から御答弁を願ひたいと思つたのであります。

もう一つ主務大臣にお尋ねいたしたいことは、本法案の第一条には、前に申しましたように、申訳的に「民主的」理念を基調とする」といふやうなことが書いてあります。が、第二十二條の法案の条文を見ますと、警察庁長官の権限が公正に行使されておるかどうかを監視して、長官に対して必要と認める勸告助言を行うといふものとして、国家公安委員に代る国家公安監理会といふものが設けられることになつておられます。これは、先ほどの犬養法相の提案理由説明の中にもあつたところでありました。ところが、この法案の第二十八條を見ますと、この国家公安委員会に代る公安監理会の實際上の事務を行いますもの、いわば事務局であります。そのものは、警察庁長官官房においてこれを行うといふことになつておるのであります。従つて、この公安監理会の事務局員といふものは、警察庁長官であるところの國務大臣と併せて、この条文に現われておるやうに、監視的な役割をしなければならぬところの国家公安監理会との二つに、一つの機関、一つの人間が西属いたすことになるのであります。このやうにいたしまして、どうして国家公安監理会の独立的な監視的な立場を保持することができるのであります。か。そこに、政府が今度の警察制度の改正は決して非民主的なものではないといふことを言つておることが、全く私が申しますやうに、その事実において聞かない口先ばかりのものであるといふことが、完全に露呈されておると思つたのであります。が、これについての御答弁を得たいと思つたのであります。

なお主務大臣にお尋ねいたしておきたいことは、これは先ほど申しましたように、事實上、現行法の廃棄であります。その初まりの所に、これは「全部を改正する」といふことが書いてあります。が、全部を改正するものでありますならば、その例は日本の憲法等にも見られます。が、あつた改正の仕方といふものは、私はむしろ立法形式としては変則的なものであると思つたのであります。このやうに、全然違つた新しいところの警察法をここに提案されたのでありますから、それならば、ただ新警察法案といふものは、このやうなものであるといふことを、だんだんと書き流して来まして、初まりにこの法案にありますが、「全部を改正する」といふやうなことを言わないうで、最後の所に持つて行つて「現行警察法はこれを廃棄する」といふやうな形に表白をおしになることが、立法形式上、私はいいのじやないかと思つたのであります。これは大したことではないかも知れませんが、そこには私は又政府のごまかしの心理があると思つたので、御答弁を願ひたいと思つたのであります。

であります。時間が余りありませんから、ちよつと簡潔書式的に簡単に申上げてみたいと思つてあります。この重大なところの警察制度の改革をするに当りまして、現在、地方行政制度の全般的な再検討をするために、地方制度調査会というものが法律に基いて設置されて、今日も首相官邸においてその会議が行われておるのであります。丁度今の時間でありまして、私も委員の一人として行かなければならぬのであります。この演壇に立つておられるために行くことができませんが、日本の地方行政制度全般の再検討をするというこのために、各方面の権威者を集めて折角作り上げておられる地方制度調査会というものである。この重大なる地方行政制度の一環であるところの警察法の改正というものをば、なぜその会議の議にお付しにされないのか。その議に付して、その議決を経た後において、若し警察法の改正案を国会にお出しになるならば、然る後においてこれを行われるということが常識的でなければならぬと思つてあります。なぜそんなに急いで、なぜその折角の地方制度調査会を無視して急遽この杜撰なところの反動的な警察法の改正案を政府が出されたのであるか。その理由を本多自治庁長官から私は承わりたいと思つてあります。(総理に聞け)と呼ぶ者あり

第二は、本法案の第五十一条を見まするといふと、大都市、それは人口七十万以上の大都市、即ち五大都市を指していると思つてあります。その五大都市における警察行政を主管いたしますところの警視以上の高級の警察官、これを国家公務員といたしまして、国費支弁によつてこれを賄ひ、これを配置するということが規定されているのであります。私は日本の市政の歴史の上におきまして、府県におきましては、知事或いは部長その他の上級の府県の役人というものが官吏であつた時代もありましたけれども、市役所の市政に從事いたしたところの公務員が、官吏が、国によつて支弁される。丁度今の時間でありまして、私も委員の一人として行かなければならぬのであります。この演壇に立つておられるために行くことができませんが、日本の地方行政制度全般の再検討をするというこのために、各方面の権威者を集めて折角作り上げておられる地方制度調査会というものである。この重大なる地方行政制度の一環であるところの警察法の改正というものをば、なぜその会議の議にお付しにされないのか。その議に付して、その議決を経た後において、若し警察法の改正案を国会にお出しになるならば、然る後においてこれを行われるということが常識的でなければならぬと思つてあります。なぜそんなに急いで、なぜその折角の地方制度調査会を無視して急遽この杜撰なところの反動的な警察法の改正案を政府が出されたのであるか。その理由を本多自治庁長官から私は承わりたいと思つてあります。(総理に聞け)と呼ぶ者あり

は不十分であるというところの、この御提案の理由と解釈いたしたのであります。木村さんが御指導になつておられる保安隊、警備隊、それは何のためにあるものであるかというところを、私はこの議場において木村さんから明かにして頂きたいと思つてあります。保安隊は戦争をするためにある軍隊なのか、或いは現在の警察力を以てしては保つことのできないところの国内治安保持の、いわゆる先の名であり、まする警察予備隊のもの、ナジヨナル・ポリスマリザブと言われておつたところの、その警察の補充的な予備隊としてあるのか、軍隊として或いは置かれておられるのかというところの明白なる御答弁が、これに関連して私はここで得たいと思つてあります。軍隊でなく、保安隊が戦争をするものでなくして警察予備隊のものであるといたしましたならば、自治体行政の権力的な中核力であり、即ち警察力の民主的な行政管理と運営とが自治体住民によつて行われるということの方向に居住民を育成して行くということが、日本の民主主義の発展のために基本的な必要なことであります。が、ただその初期の時代において、今日頻りに自治体警察に対して与えられているところの不当なところの非難である、それが完全になお十分に行われておらぬといたしましたならば、その行われていないところのこの説を暫らく肯定する立場をとりますならば、そういう遺憾な点があつたならば、よろしくその欠陥を補充するためには、私はこの予備隊というものを考えられなければならぬ。そうした不十分

な、警察民主化の不徹底な、遺憾な点があるならば、これを本主に居住民それ自身によつて民主的に警察を運営することの方向にリードするということが、真に民主主義的な見地に立てるところの現下日本の政治家の職責でなければならぬと思つて、かかる以上申したことに對しまして、警察力の補充として保安隊が考えられなければならぬということに関連いたしました。この警察法改正に對する木村保安庁長官の御答弁を得たいと思つてあります。

詳しいことは時間がありませんが、更に再質問するかも知れませんが、更に詳しくいろいろの細かい点につきまして、これを付議されるところの地方行政委員会において更に御質問する機会があるだろうと思つてありますので、私の質問は一応これで打切ることとしたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) 御答をいたします。

旧警察制度に對するマツカサー元帥の意見については、私はここに批評を差し控えます。併しながら、警察法の改正の目的とするところは、旧警察制度に復歸したいとかいうような考えかから出たのではないのであります。(その通り)と(呼ぶ者あり)然らば、現警察法と申すか、現在の警察法の前文を削除したのはどういふわけかと言われまが、その削除したゆへは、その趣意は新警察法の中に取入れられておるのであります。即ち、民主主義、自治主義は、飽くまでもその原則を尊重すると共に、同時に、警察制度を最も能率的に、又責任の所在を明かにして、現在

の事態の治安状態に對する適當な改正を加えたいという趣意から、警察法の改正を企図しているわけでありまして、これは法案を御覽になれば自然わかることでありまして、現在、警察に自治体警察あり或いは国家地方警察がありして、その二本建の機構そのもの上に欠陥があつて、而して能率的でない。現在の治安状況に對するのには、これを改正する必要があると提案いたしましたのであります。詳細は主管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔答弁に「ならんぞ」と呼ぶ者あり〕
○國務大臣(犬養健君) 御答をいたします。

先ず第一に、英米風の警察でなくドイツ風の警察に戻すと言つたようではないか、こういう御質問でございますが、これは間違ひでございます。事のいきさつを御説明申上げます。これは丁度警察法について論議がいろいろ国会の中でありましたときに、或る人は、公安委員会というものはどうせ要らないのじやないかというような話が出ましたので、そのときに、ドイツ風の考えから言つて、多数の人が話し合ふ委員会というものがどうも頭にびんと来ないやうだけれども、このうまみというものは自分是非残したい、それは、ドイツの半間をした人から見れば英米的だと言いかも知れないが、公安委員会のうまみ、いわゆるけむつたい後見役という役目は、自分は相當高く買つておるんだ、こういう話を新聞の人に聞いたことがあるのでございます。そういう間違ひでございます。で、お話のように、ドイツ的な考え、つまり余り能率ということに

昭和二十八年二月二十七日 參議院會議第二十八号 警察法案(趣旨説明)

だ汗頭を集中させますと、つい、それが吉川議員の御心配のような警察国家というふうなものになりますから、その抑制機能として、公安委員会というものは依然として残して、そうして罷免懲戒の勧告権まで持たせるといふことが、けむたい存在の確立になる。こゝろを私に持たせている次第でございます。

それから、その次の皇宮警察のことでございますが、これは、このたびの制度によつて急に大きくなり、大げさにしたりするのではないのでございまして、現行警察法第四条にも国家公安委員会の管理事項として規定されておりまして、国家公安委員会の規則として皇宮警察基本規程というものがあつたのでございまして。これをただ今度あの欄に移し替へただけのことでございますから、さう御承知を願ひたいと思ひます。

それから国家公安監理会の事務局が警察庁にあるのはどういふわけかと、こゝろでございまして、これは、ほんの庶務、通知をしたり書類を配つたりする庶務的なこととございまして、権限的なことは扱つておりません。且つ国家公安監理会は警察庁に所属するのではないのでございまして、総理大臣の所轄になつてゐるのであります。つまりその意味は警察長官と同等の地位に置くという意味でありまして、独立して警察長官に対して監視又は勧告助言を行う機関にしてあるのであります。ただ、事務局で庶務のことを扱はせるといふ意味でありまして、これも御了承を願ひたいと思ひます。

次に、全部改正したじやないか——本法案は現行制度の美点を保持して不適当な所を改めようといふのであります。成るほど全部改正の形式をとりまして、今申上げたように、これはやはり尊重して残したいとするものでありまして、その意味で新警察法の樹立という考え方を持つていないのであります。全部改正の場合、最近はずべてこの方式をとつておりまして、全部改正の場合には新刑訴訟法もこの形式をとつておるのでございまして。さう御了承を願ひたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) 吉川君にお答えいたします。保安隊は、保安法第四條、第六十一條に明記してあるごとく、普通警察力を以てしては到底底置のできない非常事態に対処するために設けられたものであります。従ひまして、普通の警察と保安隊と両々相持つて日本の国内の平和と秩序を保つて行くものと、我々はこゝろ考へてゐるのであります。(拍手)

○國務大臣(本多市郎君) 御質問の第一は、なぜ地方制度調査会に警察制度の改正案を諮問しなかつたかといふ、こゝろ御意見であつたと承わつておりますが、これは只今所管大臣から述べられました通り、治安確保の万全を期する見地から、この法案を早く制定する必要があつたといふ事情でございまして、但し地方制度調査会につきましては、誠に短かい時間ではありましたが、開会中ではございまして

ので、委員各位の個々の意見は相当お伺ひいたしました。参考といたした次第でございまして。(その通り)と呼ぶ者あり)全く案件の緊急性によることとございまして、この改正が実施されましたも、地方制度調査会はこれに拘束されることなく、更に総合的な見地から妥当な御答申を頂けることと考へております。(拍手)

次に、五大市が自治警察を今日持つておるのでございまして、これが府県単位と同列の警察といふことになれば、その警察に国家公務員が配属されるという……、ちよつと違ひましたか……、さういふ關係で自治の侵害になりやしないかといふ趣旨だつたと思ひます。成るほど都市の警察ではございませうけれども、今度の制度によりまして、府県と並列の警察でございまして、府県の場合にも同じことになると思ひます。今回国家公務員を配属いたしましたのは、今回の警察の性格によることとございまして、これは今回の警察制度が、自治を廢し、国家地方警察を廢し、中央との連絡も密にし、更に又地方分権の趣旨にも即するやうな性格を持たせておりますから出て来るものでございまして、こゝろ御意見を伺ひたいと思ひます。今日この制度に何ら違反するところはないと考へております。(始末に困つてこゝろ付けたらう)と呼ぶ者あり)

更にもう一点は、初め五大都市に府県並列の警察制度を認めることは、特別市制の考へと同じではないかといふ趣旨の御質問であつたと承わつておりますが、御承知の通り五大都市は、今日市部のみで立派に自治警察をやつてゐるのでございまして。この現在市部で

警察を担当してゐるといふこの沿革と、更に五大市に今回認められます……府県警察と人口その他の規模において同程度以上のものでございまして、その市において議決をして希望するならば、ここに府県並列の警察を作ることは適当だらうと考へたのでございまして。特別市制の問題と比較してどう違ふかと申しますと、特別市制について論ぜられました通り、府県の中にある大都市のみが独立いたしました。府県と、財源調整といふことに非常に困難になるのでございまして、警察行政のみに限られて現在も市は市でやつてゐるといふものをそのまま実行するといふ場合は、その財源調整の困難性といふものは、特別市制の場合とは非常な差異があると思へるのでございまして。(拍手)

○中山福藏君(三木治朗君) 中山福藏君。〔中山福藏君登壇、拍手〕
○中山福藏君 私は只今上程されておられます警察法改正法案につきまして、二、三の疑点を質しておきたいと思ひます。第一点は、総理から御答弁をお願いいたします。大体、国家といふものが時に共に伸びて行きますならば、伸びるに従つて新しい建物が必要であると思ひます。いわゆる国家は、「たけのこ」が育つやうに、竹の皮は時代と共に剥け去つて新しい姿を現わして来るが、国家の成長も又これと同じであります。大陸法或いは英米式といふやうな警察制度であるが、なかならうが、どういふ清物が日本に一番適しているかといふことが、政治家として最も考へなければならぬ重要な点だと

私は思つております。こゝろ御意見を伺ひたいと思ひます。今日この制度に何ら違反するところはないと考へております。(始末に困つてこゝろ付けたらう)と呼ぶ者あり)

更にもう一点は、初め五大都市に府県並列の警察制度を認めることは、特別市制の考へと同じではないかといふ趣旨の御質問であつたと承わつておりますが、御承知の通り五大都市は、今日市部のみで立派に自治警察をやつてゐるのでございまして。この現在市部で

警察を担当してゐるといふこの沿革と、更に五大市に今回認められます……府県警察と人口その他の規模において同程度以上のものでございまして、その市において議決をして希望するならば、ここに府県並列の警察を作ることは適当だらうと考へたのでございまして。特別市制の問題と比較してどう違ふかと申しますと、特別市制について論ぜられました通り、府県の中にある大都市のみが独立いたしました。府県と、財源調整といふことに非常に困難になるのでございまして、警察行政のみに限られて現在も市は市でやつてゐるといふものをそのまま実行するといふ場合は、その財源調整の困難性といふものは、特別市制の場合とは非常な差異があると思へるのでございまして。(拍手)

○中山福藏君(三木治朗君) 中山福藏君。〔中山福藏君登壇、拍手〕
○中山福藏君 私は只今上程されておられます警察法改正法案につきまして、二、三の疑点を質しておきたいと思ひます。第一点は、総理から御答弁をお願いいたします。大体、国家といふものが時に共に伸びて行きますならば、伸びるに従つて新しい建物が必要であると思ひます。いわゆる国家は、「たけのこ」が育つやうに、竹の皮は時代と共に剥け去つて新しい姿を現わして来るが、国家の成長も又これと同じであります。大陸法或いは英米式といふやうな警察制度であるが、なかならうが、どういふ清物が日本に一番適しているかといふことが、政治家として最も考へなければならぬ重要な点だと

私は思つております。こゝろ御意見を伺ひたいと思ひます。今日この制度に何ら違反するところはないと考へております。(始末に困つてこゝろ付けたらう)と呼ぶ者あり)

更にもう一点は、初め五大都市に府県並列の警察制度を認めることは、特別市制の考へと同じではないかといふ趣旨の御質問であつたと承わつておりますが、御承知の通り五大都市は、今日市部のみで立派に自治警察をやつてゐるのでございまして。この現在市部で

警察を担当してゐるといふこの沿革と、更に五大市に今回認められます……府県警察と人口その他の規模において同程度以上のものでございまして、その市において議決をして希望するならば、ここに府県並列の警察を作ることは適当だらうと考へたのでございまして。特別市制の問題と比較してどう違ふかと申しますと、特別市制について論ぜられました通り、府県の中にある大都市のみが独立いたしました。府県と、財源調整といふことに非常に困難になるのでございまして、警察行政のみに限られて現在も市は市でやつてゐるといふものをそのまま実行するといふ場合は、その財源調整の困難性といふものは、特別市制の場合とは非常な差異があると思へるのでございまして。(拍手)

○中山福藏君(三木治朗君) 中山福藏君。〔中山福藏君登壇、拍手〕
○中山福藏君 私は只今上程されておられます警察法改正法案につきまして、二、三の疑点を質しておきたいと思ひます。第一点は、総理から御答弁をお願いいたします。大体、国家といふものが時に共に伸びて行きますならば、伸びるに従つて新しい建物が必要であると思ひます。いわゆる国家は、「たけのこ」が育つやうに、竹の皮は時代と共に剥け去つて新しい姿を現わして来るが、国家の成長も又これと同じであります。大陸法或いは英米式といふやうな警察制度であるが、なかならうが、どういふ清物が日本に一番適しているかといふことが、政治家として最も考へなければならぬ重要な点だと

る基本的人権の確立を図らんとするならば、又おのずから警察制度というものの線に沿って来なければならぬ。(その通り)と呼ぶ者あり)今回この改正案が議會を通過いたしますと、内閣総理大臣の下には誠に恐るべき三つの大権力というものが備わつて来るのであります。その一つは、いわゆる保安庁長官というものが総理大臣の指揮命令一下如何なることでも、できる立場にある。又法務大臣の下に検察庁というものが自由自在に動かせるのであります。このたび警察庁長官というものができましたならば、次長、警視總監は勿論、地方の警察部長、これと同じく指揮系統というものが整然としてでき上つて来るのであります。従来内務省を通じて、例えば選挙のような場合に、國務大臣たる警察庁長官の所屬する党の代議士をたたく人選出せんとする場合には、過去においては選挙の神様といつたような人間が現われて来たのである。そういう姿を現わすことは易々たるものであると私は思う。元は内務大臣がこの衝に當つておりましたが、今回若し國務大臣でありませ警察庁長官が現われて、政府の意を体して日本国中のこの恐るべき警察力というものを十分發揮いたしまするならば、日本国民が如何ばかり迷惑するであろうか、お伺いしておきたい。又私がここで贅言を費す必要はないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

方分権の確立或いは民主化の徹底という方向が現在の警察法に盛り込まれて、そうして今日に至つておるのであります。すでに五年ばかり経過してありますが、成るほど能率の上には相当の欠陥があらましよう。責任の明確化の上には或いは不明の点もございませしよう。併しながら、私、考えますには、日本の国民性、日本人の国民性というものを十分味わつておりながら、吉田内閣総理大臣はそういうことはいないとおつしやるかも知れませんが、内閣がいつまでも就くとはい思いません。そのあとに来る内閣というものが、吉田首相のよきな民主的と申しますと大変言い過ぎかも知れませんが、吉田首相がどういふことをお考えになつておるか知れませんが、将来、日本というものに対して、日本民族に対して警察権がどういふふうに向いて来るかということ、ただ現在の内閣の時だけをお考えになつては困るのであります。将来この警察法というものを便乗して、日本の国民というものを越ける内閣ができるのじやないか。これに對して如何なる安全となる防壁を作つておくかということが、いやしくも法律を作る者の当然考えなければならぬ重要な点だと思つておられます。この点についてどういふふうなお考えをお持ちでしょうか、お伺いしておきたいのであります。殊に、旧憲法時代におきましては、天皇に対して各大臣は独立して輔弼の責に任じておりました。新憲法下においては、憲法第六十八條によつて、各國務大臣の任免権というのは総理大臣が持つておる、かるが故に、総理大臣の動き方一つで自分の首が飛びのじやないかという人間の淺ましさが、総理大臣の御意思に觸びへつらうような國務大臣を作らぬとも限らない。(七十以上飛んだ)と呼ぶ者あり) そういう次第でありますから、旧憲法時代より以上に、現在の憲法下におきましては、あの敗戦の種を蒔いた一つの警察法のもたらした結果からお考え下さいまして、十分この点に對して如何なる処置をとるかということ、この壇上において御説明願ひたいのであります。これは吉田総理大臣に對するお尋ねでございます。(あなたには原案に反対しなければ首尾が通らないよ)と呼ぶ者あり)

第二点は、これから所管大臣にお伺いするのであります。政府が今回提出した警察改正法案は誠に附に落ちない点があるというものは只今申しした通りであります。そこで大憲法務大臣に對して尋ねたいのですが、この法律案に盛り込まれている中央機構並びに組織、地方警察制度の組織並びに機構から見ると、これは単なる警察法の一部改正ではなく、全く新しい警察法がここにでき上つておるようになつておるものであります。(勿論そうだと呼ぶ者あり)あなたはこの法律案を単なる一部の改正だとお考えになつておられるでしょうか。私は、これだけの改正案を出して、これが民主化だ、民主的な美点を保持しつつ、この上に日本の警察制度を打出して行くのだとおつしやいますけれども、これは絶対に私は民主化といふことにはなつていないと思つておられます。(オフォーヌ)と呼ぶ者あり)但しあなたが、この法律の改正をやつても、俺はこらういふふうに入権を擁護する方針を持つておるといふ國民の満足する方針をお現わしになるならば、こ

れは又格別であります。併しこの改正案では出て来ますまい。この点をあなたにお伺いしたい。この改正案では、中央機構、地方機構というものが改正された。例えば国家公安委員会の代りに国家公安監理会、こらういふようなものをお作りになつて、これが如何にも民主的であるかのようにお考えになつておるかも知れませんが、その行政管理……地方の公安委員会の行政管理……こらういふものは今度どうなつたか。それはですよ、この改正法律案の行政管理というものは、形式上は一応背けるようにできていても、その内容は全然中身をさらわれて、次長、都道府県警察部長は勿論、警視以上の警察官も長官の手について任命できるやうになつておるやうなものと、警備或は教養、連絡、通信事務を中心に、列挙事項というやうなものは、これは皆警察庁長官がやるやうになつて、各は美しいけれども、内容というものは全部中央に吸収されてしまつておるものであります。国家公安監理会のごときはどういふものであるか。ただこれを長官の管掌する事務の監視助言をなし得るだけのことである。先だつて斎藤長官という者が、吉田第二次内閣のときでありましたか、罷免されようとして、国家公安委員会というものがこれに阻止した。いわゆる政府を離れて独立した立場にある場合において、初めに國民の前に公正さといふものの批判を受入れた警察といふものができ上る。私はこらう考へるのであります。単に助言をする、監視するといふやうな

体何の役に立つものであるか。若し国家公安監理会といふものが同意をしなければ、換言すれば必須条件として当該警察官の任免は關係ができません。この監理会は無用の長物と化す虞れがあるのであります。政府は、この改正案が民主的な美点を保持すると、独善的にきめ込んでおるかも知れませんが、併しながらこのままで到底民主主義の美点を保持するといふことにはなるまいと考へる。どうかこらういふ点について明快なる御答弁を私は願ひたいのであります。時間の關係上、私がこれからお聞きすることを申し上げますからお書き願ひたい。万一ですよ、これが通過するといふことになりませぬならば、先だつて河野主計局長と大蔵大臣の意見というものが食い違つて、地方制度調査会にもかけずに倉皇としてお出しになつたこの改正案について予算の裏付けがないといふことが、衆議院において相当論議がされておつたやうであります。二十八年度予算には、義務教育学校職員法においては九百二十億円という一応の振替方法も付いておるやうであるが、あの国家地方警察費二百二十億については、二十八年度予算局長の言ひ通り形式上の補正をするのか。今度できる警察法の予算裏付けの内容は一体どうなつておるか、只今申しした通り二百二十億という国家地方警察費といふものがあつたが、これが廃止せられると、この金はどうなつて行くのか。河野主計局長の言ひ通り形式上の補正をするのか、或いは又これは予算の内容を組替へるのか、予算を組替へるのか。こらういふことにつ

昭和二十八年二月二十七日 參議院會議録第二十八号 警察法案(總旨説明)

いてこれ又はつきり御答弁を願いたい。それから、市町村警察用の財産、物品というものが国に移るといふことになりまると、これら物資の所有権が無償で国のほうに移転するといふことになる。一体、財産権、所有権といふものは、憲法が保障しておる大事なものは宝であります。この宝が法律一本で自由自在に動かせるというのならば、これは憲法の本質というものは没却されてしまふのであります。こういう点について政府はどうお考えになつておるか。それから、自警団を廃してこれを都道府県の警察に警察官の組替をやりますときに、御承知の通り現に両者間の給与といふものは非常に違つております。先だつて私は政府のかたからお聞きしたのであります。が、逡巡において二千円程度、又警長級で一万二千円くらい違つておるといふお話であります。この差額をどうした場合には、この間の差額、この落差といふものに対して、どういふ手をお打ちになるか。そのお打ちになる手の打ち方次第では、そこに精神的に不平不満が現われて来て、上りも下りもならぬ状態になるのではないかと、これに対して、十一年を限つて一定の補償金を与えようといふようなことを考へておられるらしいが、この点をどうお割きになるのか。それとも一時金の贈与になるのか、或いは退職金、恩給といふものについてはどういふふうに行かせるか、こういう点も十分この際御答弁を願いたい。

が、本改正案では五大都市に特別の警察制度を布くことができるよになつてゐる。成るほどこれは新聞が憲法の第九十五条に反するのじやないかといふようなことを語つておるが、私どもも、これは、やはり住民投票によつて一応はこの問題を解決すべきものじやないかと思つておる。然るにもかかわらず、こういうところに考慮を払わずに、行き当たりばつたりにかかる法律案をこの議會に出しておられる。私はこういう点を非常に遺憾に考へるのであります。冒頭に申しました総理大臣に対しまして質問から推して、これは本当に国家国民のためを思つて出した法案か、或いは行き当たりばつたり、あちらこちら吹田市のような所に暴動が起きると困るから、能率が非常に上らぬとおしやつて、早急に出されたものかどうか。昨年私は法務委員会において木村長官に対して、自警団といふものは将来一本になされる必要はないか、吹田事件といふのが、繩張り問題、昔のごろつきの繩張りのよくなことを考へて、これから先はお前さんの区域だ、これから先はおの区域だと言つて連絡がとれず、あの吹田の火災びん事件といふものがかくのごとく世間に宣伝される種をまいた、それを例に取りまして木村長官にお尋ねしたことがある。當時までは、政府にはそういう考へはないとおつしやつておつた。然るに今日慌てふためいて、こういうふうないわゆる新憲法時代と旧憲法時代の国民の考へ方を少しもおくみ取りにならずに、十分の調査もなすずに本案をお出しになつた、その根本の理由を是非お聞かせを願います。

たい。私は政府を攻撃するためにこの質問をするのじやない。話が少し横道に入りますけれども、先般元東大教授の矢部貞治君が「近衛文磨」という上下二巻の書物を発売しました。皆さんも恐らくお読みになつたことと考へます。あの下巻の五頁の三行目に、近衛文磨をアメリカに遣わして、ルーズヴェルト大統領と直接談判をして、戦争を始めないようにやつたらどうかという質問を私がしたことが書いてある。これに対して、時の外務大臣有田入郎氏は私の意見を拒絶したために、到頭私の主張は反古になつた。先般元駐日アメリカ大使グルーが若しあの時に近衛がアメリカに来ておつたならば、或いは太平洋戦争は起らなかつたかも知れんといふことを言つておる。それを矢部貞治君が書いておる。一人の議員の言葉ではあるけれども、私どもは國家を憂ふる余りこの質問をするのであります。この点に鑑み、見識においては内閣の諸公あえて偉いとは言えない、私は……お互い各議員は、自分の力によつて國家を盛り立てるのだという自負心を持つて質問をするのが、肝要と信ずる。この意味においてこの質問をするのであります。時間がありませんれば再質問しますが、先ずこういう点についてお答えを願いたい。(拍手)

も、最近において、例えば、戦前において、軍の勢力が盛んであつた時にも、かなりこれに対する輿論の反響があつたのであります。又その輿論の反響が遂に終戦になり、今日に至つたものと考へるので、政権に対する国民性格は決して弱いものとは考へないのであります。私は、この点については、日本国民の性格に対してもう少し慎重にお考えを願いたいと思つておる。若し不都合な政治をし、若しくはいわゆる民主主義に反するような政治を行い、若しくは施策を行いましたらば、今日、日本国民の輿論は、これに対して相当強い反抗をなすといふことを私は確信いたすのであります。故に、日本国民の性格について、政治に対する弱さと言ひますか、脆弱性を、余りに御信用になることは如何かと私は考へるのであります。一応お答えいたします。(拍手)

よくな情勢に対処するには、どうしてこの日本の國の今の時代の警察といふものは若干の國家的性格を要請されているのでございませう。これを考へた次第でございませう。で、今の警察制度のままではどうもいけないという声は、輿論として私もは久しく受取つていたのでございませう。いろいろ掘り下げて見ますと、今の警察も自警もなかなかよくやつてゐるのであります。自警が駄目だから今度こうするといふような考へは毛頭持つておりません。両方よくやつておられますが、如何せん、制度の欠陥がそこにございまして、例えば警察と自警の管轄区域の相異なるところから生ずる一種の盲点というものは、これはもう世間のよく知つてゐるところでございませう。こういう点を改めたい。併し中央の警察庁の職務といふものは法律に列記して、それ以外には、はみ出ない。はみ出したら違法であるといふふうな形をとりました。

〔副議長退席、議長着席〕

その部分は府県に任せたいという考へを持つたのであります。それはなぜかと申しますと、先刻御注意のありましたように、その内閣の考へ一つでいろいろの警察の仕事が全国に行われらるゝといふことでは、これは大変なことになるといふ考への下に、中央警察庁の仕事に法律に列記してその制限を与えたのであります。かてて加えて、御承知のように、この法律に従つてすべての警察官は、不偏不党、公平中正を旨としなければならぬといふ宣誓をさせているのであります。そういう点を一つ御了承願ひたいと思ひます。又先ほどお話のありましたように、

〔國務大臣(犬養毅君) 中山さんにお答えをいたします。先ず最初に、このたび警察組織の改革をあえてした理由を申し上げたいと思ひます。これは中山議員よりも御指摘になりましたように、治安の諸情勢を考へた結果が第一であります。成るほど國際間の戦争の危機というものは幸いに遠のいておりますけれども、併し国内の諸情勢の底に流れてゐる底流を見ますと……やはり大体警察といふものは都道府県の自治体に任せてよいものでありまして、交通取締にしても軽犯罪にしても、これは府県の仕事にすべきものでございませうが、そのほか中山議員の御指摘になりました

民主警察の実態というものは、警察の運営について民主的な保障があるかないか、又自治警察との結びつきがどのくらいにあるかというところが、これは大切なところでございますが、今度の改正案におきましては、今申上げたように、中央においては警察庁長官に対する監視助言機関としての国家公安監理会、地方においては、都道府県警察の管理機関として、これは管理機関になるのでございますが、公安委員会が設けられておりまして、これらの公安委員会は警察庁に警察官に関する考課を常時具申いたしますし、その罷免、懲戒の勧告権を持つのでありまして、決してただ聞く機関になることは私どもは考えていないのであります。又都道府県警察についても、できる限り地方公共団体の中に融け込んで、その自治を尊重する配慮が行われておるわけでございます。更に国の権限も、警察全体について指揮監督するつもりはないのでありまして、今申上げたように、国の治安確保を中心として、必要最小限度に限って法律に明記しておるのでありまして、昔の警察國家に復帰するとうような考えは持つておりませんし、又そんなことがあつては大変だと考えておる次第でございます。

今、通信のお話がございましたが、これは通信というものは府県相互間に通信するだけではどうも十分ではありませんので、中央から国全体を眺めた情勢を通信する、或いは北海道から言つて来た情勢について、必要があれば九州に又それを通信するというわけ、通信機関というものはどうしても中核

で事務的に持つ必要があるという考えを持つた次第でございます。この全文改正についてのお話でございますが、これは先ほど吉川議員に對してお答えした通り、元の旧法の精神を汲んでおりますので、全文改正ではございますが、新警察法というふうな考えを持たずに書いたものであります。先ほど申上げたように、最近の全文改正のやり方は全部この方式になつておる次第でございます。

それから、さつき国家公安監理会というものは意見を聞かれるだけで一向これは何にもならないじやないか、こういう御意見でございます。私もこの点はいろ／＼考えてみたのでございませぬが、併し国家公安監理会というものは総理大臣に所轄せられまして、これは警察庁長官と同等の、対等の資格を持つておるのでありますし、意見を聞かれついで、勝手なことを警察庁長官がいたしますならば、事柄によつては連袂総辞職ということもありましよう。そうならば、これは参議院においても衆議院においても大問題になりまして、結局政治的には制肘を受ける。飽くまでも煙たい後見役として成り立ち得る。まして、この国家公安監理会の委員の中には一党一派の人で多く占められないように制限してあります。現在国家公安委員会の中にも、私どもと政治的立場の全く異なる、併し非常に立派な方がおられます。こういう方々の存在というものは事実上無視ができません。その作用を私どもは相当重視しておる次第でございます。

次に、この予算について、この法案

の裏付けに關して御質疑がございましたが、御承知のように昭和二十八年年度においては費用分担の区分は従前のままといたしましたから、予算については変更を加える必要がないのでございませぬ。なぜそんなことをしたか、こういうことになりますと、第一には、制度改正による急激な混乱を避けて、市町村とよく話合つた上で処置をしたまいというのじやなくて、話合ひをしてやつて行きたい。第二には、都道府県、市町村の間に跨がる地方財政の調整を必要といたしますので、そのためにはなお暫らく慎重に検討する期間を置くほうがやはり妥当であると考えた次第でございます。

それから、この警察法改正案は憲法第二十九条に違反するものではないかという御質問でございました。これは市町村の財産の無償譲渡についての御質問であらうと思つておりますが、この市町村の財産の無償譲渡については、その財産が警察行政のために必要な行政財産でありまして、一般の私有財産とは別個に考えるべきものであります。併しその譲渡に當りましては、その当該市町村に不必要なもののみを譲渡させることといたしまして、且つ必要とかな必要としないことは当該市町村に判断をさせるのであります。第二には、不必要と認められたものについても、譲渡すべき旨の市町村議会の議決を行わせる等、普通の譲渡手続によらしめておるのであります。第三には、その譲渡について争いが起りまし

たら、その争いに關して内閣総理大臣の裁定があつた場合にも、これになお且つ不服であるならば、その当該市町村は一般の司法手続をとることを当然としておるのであります。これらのことから申しまして私は憲法違反とは考えていないのでございませぬ。

次に、只今の國警、自警間の給与の不均衡をどうするか。これが私は実は一番大問題だらうと思つております。いろ／＼の理論的なものも誠に大問題ではございますが、實際、警官の職に當つてゐる人にとつては抽象的な組織よりもこれが大問題だと考えていることは、中山議員と私は同感であるのでございませぬ。お説のように、自治体警察のうち大都市の警察吏員の給与は、國警や小さい自治体警察に比べて相当高くなつておる、お話の通りでございます。で、これが新しい府県警察の職員となつたときに、給与の問題を公平に解決するということは、今度の改正に當つては只今申上げたように最もこれは配慮しなければならぬ問題と考へております。今回の改正によつて道府県の警察職員となる者のうち、警視以上の階級にある職員は國家公務員として給与は國費の支弁となります。それ以外の職員は地方公務員としてすべて都道府県においてその給与を決定して、これを負担するわけでございます。後者即ち言ひ換へますならば警部以下大部分の警察職員については、その給与の基準は昭和二十九年年度からはそれ／＼の都道府県の条例によつて定められることとなりますので、各都道府県がどんな給与基準を以て行くかどうかということは、今からちよつと予

測はいたしかねるのでございます。その際、従来の警察の給与の水準よりできるだけ低下しないように各都道府県間の調整を図ると共に、府県に対する財政上の保障を十分配慮いたしたいと考へております。次に、前のほう即ち警視以上の職員については、一般職の國家公務員として國から給与を支給されることになるのでございませぬが、この場合において、著しく給与の低下を来たし、又同一府県間においては上の階級の者が下の階級の者よりも却つて給与が低くなるようなことが、放つておくと、あるのでございませぬが、そんなことがあれば誠に面白からぬ影響がございませぬので、さようなことがないよう十分只今から準備をいたしておる次第でございます。今申上げたように配慮を加へても、なお従来の給与より著しく給与の低下を来たす者に対しては、その減額の程度に應じて、先ほどちよつとお話に触れられましたように、一時金を支給するなどの案も考へておりまして、この点を実は一番今慎重に研究いたしている次第でございます。

なお、本法が施行されましても、昭和二十八年年度中は経過的に従前通りの予算措置がとられて、経費の支出は従来のままとなつて参りますので、二十八年年度は警察官の身分は變つてもその給与は従前と變りはないのでございませぬ。この点、御了承を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔中山福藏君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 中山君。
○中山福藏君 自席より発言のお許しを願ひます。簡單でございますか
ら……

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 警察法案(趣旨説明)

○中田吉雄君 只今政府の御説明を承

○中田吉雄君 只今政府の御説明を承

○中田吉雄君 只今政府の御説明を承

先ず第一に占領政策は正の基準は何

先ず第一に占領政策は正の基準は何

諸政策に検討を加えますことは、十

諸政策に検討を加えますことは、十

諸政策に検討を加えますことは、十

諸政策に検討を加えますことは、十

ら、現行警察法の底を流れますところ

ら、現行警察法の底を流れますところ

ら、現行警察法の底を流れますところ

ら、現行警察法の底を流れますところ

強力な独裁的な権限と、その手足であ

強力な独裁的な権限と、その手足であ

強力な独裁的な権限と、その手足であ

強力な独裁的な権限と、その手足であ

きましては、如何なる警察制度をとり

きましては、如何なる警察制度をとり

きましては、如何なる警察制度をとり

きましては、如何なる警察制度をとり

であり、民衆の中になくはなりません。ユプリマン、イブ、ボリスマン、すべては警察官であります。併し、誰も警察官となつて警察行政をやることはできませんから、私たちは公安委員を選んで、私たちに代つてやつてもらふというのが、警察民主化の第二の基本原理であります。人事権を握らない公安委員会は全く無意味であります。政府が警察庁長官の下に一手に人事権を握りながら、諮問機関といつたしまして実質の伴わない国家公安監理会や道府県公安委員会を残しましたものは、中央集権化に対する非難をカモフラージュするところの、悪質ではありますが見えすいた計画と言わなくてはなりません。

およそ現在世界におきましては三つの警察のタイプがあります。その一つは、中央政府が警察を強力に統制いたしますところの欧州大陸型、ドイツ、イタリア、並びに戦前日本が採用しましたものであります。第二はイギリス型のものであつて、地方自治の上に築かれ、自治をそこない限度内において政府の統制を加えたものであります。その第三は、完全なる地方分権制をとれるものであり、アメリカの制度がその典型であります。敗戦後とられました警察法は、地方分権がなお徹底いたしませんでしたが、アメリカの制度を目指しておることは明かでありませぬ。今、警察法改正に際しまして、私たちは一体如何なる態度をとるべきでしようか。勿論我々も、アメリカによつてもたらされました人口五千以上の市街地的な町村に一律に自治体警察を置くという、極端な地方分権は、近代

警察の能率化に多くの障害があることを否定するものではございません。併しこのことは、多くの長所を持ち、且つすでに血となり肉となつた現行警察法を一挙に放擲いたしまして、大陸型の旧内務省警察に復帰せんとすることとは、決して聰明なる国民の取るべき立場ではないと思ひます。警察法改正に際しましては、警察の地方分権と、行過ぎのない範囲内での中央の干渉の下に置かれた、世留一と称せられますところのイギリスの警察制度は十分考へべきであると思ふが、政府は、地方分権か、中央集権か、はた又その調和の上に立たんとするのであるか。如何なる警察制度を理想のタイプとして目指しておられるのであるか。法務大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

更に法務大臣に、若し警察の民主化と能率化とが矛盾した場合において、そのいづれをとるべきであるかという見解をお伺ひいたしたいと思ひます。花井卓蔵先生は、百人の犯人を逃していいから、ただ一人の無実の人を罪人にしてはならない、これが警察官の金科玉条であると言つておられますが、民主化と能率化が矛盾した場合には、そのいづれをとるべきであると思われまつか、お伺ひいたしたいと思ひます。

か。即ち、従来の概念によるところの自治体警察であるか、或いは国家警察の地方組織であるか、この点を明らかにされたい。道府県警察を自治体警察と言わずして単に地方警察と言つてゐるのは、極めて含みのあることで、実際は国家警察であるが、それを地方警察という名称でごまかすためのものではないかと思はれるが、地方警察といふときはいまいな言葉を避け、国家地方警察か、或いは地方自治体警察か、はつきりするほうがいいと思ふが、この点、御所見を承わりたいと思ひます。特に警察問題と対決いたします際には、府県警察の性格を明確にすることが最も大切であると存じます。

更に、警視以上を国家公務員、それ以下は地方公務員法の定めるところによるというとき、同一行政組織内に二種類の公務員を持ち込む方式は、旧内務省時代における、警視は委任官とし、内務大臣が府県勤務を命じ、巡査、巡査部長は待遇官吏として知事又は警視総監が任命するといふところの旧警察の人事制度をそのまま持ち込んだものであります。同一系統内で水と油のよなものを混淆することは、組織上の多くの混乱を来たすと思ふが、かかる公務員制度の適否に關しましては、内務省時代の御所見を承わりたいと思ふが、民主国家においてかような系をとつてゐる所があるか、お示しを願ひたい。

七百七十二人、合計二千四百三十九人で、これが残余の十三万の警察職員の上に君臨するということになります。これは誤まれる国家至上主義への道を聞くものであり、又地方公務員に対する最大の侮辱であると思ふが、本多自治庁長官の御所見を承わりたいと存じます。

更に第五に、警察行政と地方自治との關係に關しまする若干の質問をいたしたいと存じます。先ず、法と秩序の維持は、地方自治固有の事務であるか、それとも国家的事務であるかといふこととあります。イギリスにおきましては、地方公共の秩序の維持は、地方自治団体の固有の事務であり、それは県や市の独立の機關によつて行われなければならないといふのが、イギリスの掬ぎのない鉄則であります。警察に關しての中央官庁を置くこととすると、このあらゆる試みといふものは、英國人の立憲的な権利に対する侵害であるとして、断固これを拒否してゐるわけでありませぬ。この点は、大審大臣の説明と真つ向から対立するところの見解であります。而も、考えてみなくてはなりません。イギリスの警察は世界一であります。この点を先ずお伺ひいたしたい。

示しまして、自治体警察の警察能力がいささかも劣つていないことを、大量観察は如実に示してゐます。更に又、終戦以來、東京都公安条例事件、三鷹事件、平野事件、メーデー騒擾事件、早大事件等、世間の耳目を聳動いたしました、警察法改正の口実に使はれるところの代表的な十七の事件を見まして、松川事件一つだけが國警の範囲内に起きたものであつて、あと全部が自治体警察の範囲で起き、且つ十分自治体警察はこれをこなしてゐるわけでありませぬ。即ち、犯罪の統計学的な研究は、犯罪現象といふものは全くローカルなものである、地方的なものである、而も政府が絶えず言うように決して同時に多発的に起るものではないといふことを示してゐるわけでありませぬ。即ち、これは、我が國において、治安の維持が地方自治にふさわしいものであり、且つその能力を備へてゐるといふことを、最も雄弁に物語つてゐるものであります。而もこれが國警に對しましては一人当り二十九万円の出費が出されてゐるにもかかわらず、自治体警察に對しては、昭和二十七年に十七万二千円の平衡交付金しか出されてゐない困難な中に挙げられた成績であります。然るに今回警察力を強力に中央集権化したことは、治安現象の現実に即しません。且つ重大なる地方自治の侵犯であると考へますが、本多國務大臣のこれに對する御所見をお伺ひいたしたいと存じます。

更に、現在警視以上の警察職員は、國警で千五百六十七人、自警で八

昭和二十八年二月二十七日 參議院會議録第二十八号 警察法案(題旨説明)

警察とその残余の府県区域の自治体警察にするのが諸外国の例に倣しても最も妥当であると思いますが、府県一本にし、ただ僅かに七十万以上の市だけに限定いたしまして警察を置き得るとした理由をお伺いいたします。

更に、平衡交付金を受けずして自治体警察を維持せるものが、町村で十九、市では六大都市を除きまして七十一の多きに及んでいます。これらのものは、昭和二十八年度限りとはいえず、今回警察を取上げられた上、経費だけの負担をさせられることは、極めて不合理であり、且つ治安維持上、重大なる悪影響を及ぼすものと考えます。これに對する法務大臣の所見を伺いたいし、又このことは少くとも地方財政法第十条の四の立法精神に違反するものであると考えますが、本多長官の所見を伺いたいと思存します。

次に、最後に警察の政党化の防止についてお伺いしたいと思存します。元來、警察は社会全体のために作られたものでありまして、決して、政府のために、又一党一派のために作られたものではないのであります。政党政治の政争が警察の中に入らないようにいたしましたし、警察の政治に對する中立性を保つということが最も大切なことであります。然るに今回の政府提案は、責任内閣制の美名の下に、政党出身の総理大臣が任命する警察庁長官が主要な人事を一手に握るわけであり、若し皆さん、仮に反対党の知事の所に政府腹心の道府県警察本部長を配置いたしまして、鶴の目鷹の目で監視されたいたしますならば、政府と党の知事以外には一日として存続する

ことはできません。選挙取締りでも同様であります。これは反対党だけではなしに党内野党派に對してしても同じ筆法で取締りができます。これは真に職權すべきことであります。反対党の存在を許すところの民主主義の否定であり、一党專制への道を開くものであると言わなくてはなりません。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)更に、この制度は警察職員の腐敗と墮落をもたらします。警察と政党幹部の間に利益の交換が起ります。警察で昇給昇任しようとした者は腐敗した政治と結び付かなくてはなりません。この点は、現在吉田内閣に對する国民の支持率がサンフランシスコ會議を頂点といたしまして今急速に低下しておる点と想ひ合せますと、極めて重大であります。過般の総選挙におきまして政党別の違反選挙員を見ますと、総数二万二千五百八十二人のうち、自由党は一万二千七百二人と群を抜き圧倒的多数を占め、岡崎、戸塚両大臣を初め、責任者として亡せる者が極めて多数であり、このような状態が辛うじて過半数を占めたわけであり、(「その通り」と呼ぶ者あり)自由党をして自信に動搖を来たさしめ、従つて今国会に提出されましたところの重要法案というものは、選挙対策に關連いたさないものは一つもありません。そのため警察権力を集中いたしまして、來たるべき総選挙に、曾つてありましたような一大干渉が行われるのではないかとという疑惑をどうすることもできないわけであり、(「その通り」と呼ぶ者あり)このような事態に對処いたしますためには、我々は、警察法の總則にある「警察

の活動は不偏不党且つ公平中正を旨とする」というような一片の訓示規定を以ていたしましては、如何ともするに及ばないわけであり、何より、政党出身の大臣を排除し、且つ公安委員会が内閣から独立いたさなくては、警察の政党化を組織上防止できないと存じます。犬養法務大臣のこれに對する御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

○國務大臣吉田茂君登壇、拍手
このたびの警察法の改正は、その現警察組織の行過ぎた点についてこれを是正して、現在の事情に必要に應ずるよう改正をしたい、而も民主主義は飽くまでも堅持して、そうして同時に現下の必要とする警察治安の確保に努めたいという考えであるということ、これはこれまで申した通りであります。これは全く政府が現在の国情から現在の必要に照らして考案いたしたものであつて、外國の要人或いは外國政府の要請等によつて改正を考へたものではないのであります。外國の如何なる政治家が如何なることを言われても、これに對してはこの改正案は何らの關係はないのであります。(民主警察がなくなるじやないか)と呼ぶ者あり、(拍手)

○國務大臣犬養健君登壇、拍手
答へいたします。少し筆記が間に合わなかつた点で落ちたことがありましたら御注意を願います。全国の警察を一手に握つて中央集権をやるのではないか、こゝういふ御心配

でございます。私もはさういふ氣は全然持つておりません。中央警察庁の仕事は、先ほども申上げましたように、今度の法律案の第六條で明らかに制限をしておるのであります。この制限を踏み越えませんでしたならば、これは世の非難を受けることは当然でございます。又地方の府県公安委員会は、運営方針、運営の方端を扱つておるのであります。これは府県警察の責任者となつておるのであります。而も先ほどお話をいたしましたように、中央の大臣の腹心などの警察長が來ますならば、懲戒罷免の勧告ができるのであります。ところが、これを何といひますか、何とも氣にしないで残つたらそれきりじやないかといふような御意見もありましたが、一警察長が地方警察の中に入つて懲戒罷免の勧告を受けたということになりますれば、私は一警察長からいひの地位の者は、いたたまれない、こゝういふに考へておるものでござります。

それから、今度のような改正をして効率化と稱しておられるけれども、どんなふうに冗費が省け、人が省けるのか、こゝういふ御質問でございます。御承知のように、現在國警、自警を合せて十三万二千おりますが、十一万五千に減少する、大体一割三、四分の減少といふふうに見込んでおります。経費は四五十億節約できる、こゝういふふうな予定でおるのでございます。

それから、次に地方警備局とか地区警察部などというものは屋上屋ではないかといふお考えでございます。これは先ほどお考へのかたからの御質問もありまして、アメリカの警察はもう完全自治ではないかといふことでござりました。御承知のように、アメリカにもFBIという國家警察があるのでございまして、これは一応参考にする案として考へてみた時期もあるものでございまして、併し、FBIの日本に不向きなのは、非常に金がかかりまして、経費が嵩むので、これは中田さんのさつきの御質疑の趣旨にも反する結果になります。第二には、これは先ほど中山議員の御指摘もありましたが、日本民族の性質といふものを冷静に私は見る必要があるものでありまして、日本人には幾多の美点がありますが、欠点から申しますと、同じような仕事、似たような仕事を二つの違つた命令系統でやる場合が一番日本人に不向きなものであります。この意味においてFBI的な警察は、大事件があつたときに、地方の自治警察の範囲に乗込んで行つてこたくが起らないといふことは日本では一番保証ができない。言ひ換へれば、こゝういふ場合に仕事の管轄争いが起るといふふうに考へます。(中央集権だ)と呼ぶ者あり)然らばどうしたらいいかといふことになりまして、能う限り今申上げたような府県の公安委員会が責任者となつて府県の自治警察をやるが、國家的な性格を持つた仕事といふものが現在の警察にはどうして含まれておるので、言わばその掛け橋の仕事として警察本部長と若干の警視が府県に一緒に住む、こゝういふ考えを持つた次第でございます。

それから地方警備局は、それに関連して御説明いたしますならば、これは從來管区本部と言つておりました、これには如何にも行政事務の重複したと

ところがあつたのでありまして、今度
は、國家全体の警備の問題と、無賴設
備のステーションということにいたし
たのであります。どうしてこういうこ
とをするのか——これは少し、二分
頂いて御説明をしたいと思います。中田
さんのお話ですと、同時多発の事件とい
うものは起るはずがないという御意見
でございましたが、遺憾ながら私も
は、破壊主義的暴力活動の方面のいろ
いろな方針を讀んでおられますと、同時
多発の危険がないと保証できない。而
もそれは現在の國警と自警の管轄区域
の相違から来る盲点に対して眼が注が
れておるといふふうに考えておるので
あります。従つて、同時多発の場合、
中央から或る県に向つて、君の隣の
県が騒いでおるからそつちに行けと言
つた場合、その隣の県も自分の県がか
わいいから、こつちも危険があります
ので、こゝで頭張りたいという場合、誰
が判断するか、中央から一々判断する
前に、その地方色を呑み込んでおる警
備局の人が即刻判断して、こつちから
応援に行くという判断をして、そうし
て中央に報告する、こういう仲だち機
関がどうしても同時多発の場合に必要
だという考えを持った次第でございま
す。もう一つ、地区警察部でございま
すが、これは現在の市警本部そのま
まなのであります。一つの都市の中に
二つ三つ四つというような警察警のあ
る場合、この統轄連絡のため今やつて
おる通りのことをただ受け継いだ次第
でございませう。

諮問機関に公安監理会がなるのでは
無力で駄目ではないかというお話で
ございましたが、これは先ほど續々申上

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号 警察法案(趣旨説明)

げたように、決して糊上行政機関になる
のではなく、なか／＼けむたい後見役
になり得る、こういうふう考えてお
る次第でございませう。

又能率化と民主化の調和というお話
で、これは誠に私、御尤もと思いま
す。亡くなられた花井博士のお話で、
百人の罪人を挙げたよりも一人の無
実の者を作るというふうなことは、
これは府県警察に一切を只今任せる意
味で、そういう警察でありたいと思つ
ておるのであります。ただそれだけで
は済まない。アメリカではFBIを持
つように、國家的性格というものがど
うしても警察に必要でありますので、
さればこそ、先刻も申上げたような組
織にいたした次第でございませう。そ
れでは、國警でもなく、自警でもなく、
府県警察というものはごまかしではな
いかというお話でありましたが、これは國
警が勝つて國警に吸収したとか、自警
が勝つて自警に吸収したという考え
を持ちたくないものでありまして、新らし
い一切の毒を直しの府県警察……但し
現在の日本の事情によつて、國家的要
素を持った仕事だけ法律に明記して
中央の警察庁から連絡する。併し、そ
れは何でもやつてよいというのではな
いのであつて、法律に明記する、こう
いう意味を持つておるのであります。

「あいのこ警察か、何警察だ」「やか
ましいよ」と呼ぶ者あり
それから最後に、警察の政変化の防
止、これは私も心から考えておる次
第でございませう。「そんなことを言つ
ても駄目だ」と呼ぶ者あり。そのため
に、あのように本法案の随所に、不偏
不党、公平中正とか、そういうことを

はつきり書きまして、而もこれを官警
事項としておる次第でございませう。警
察を使わなければ選挙に勝てないよう
な政変は、それは放つておいても必ず
減じるものであると考えておるのであ
ります。「今までの關係大臣はそんな
答弁はしないぞ」と呼ぶ者あり、拍手
○國務大臣本多市郎君登壇、拍手
○國務大臣(本多市郎君) 私に對する
御質問の中に、府県の機関に國家公務
員を配属せしめることは非常な混亂を
招きはしないかというお尋ねでござい
ましたが、これは誠にこの警察制度の
根本精神を理解してもらつて納得して
もらなければならぬと思つており
ます。この國家公務員を配属いたしま
す理由については、最前から担当の
法務大臣から申上げておりました通り
に、この府県警察の性格の然らしむるこ
ろでありまして、こうした場合に國
家公務員を配属するということは、そ
の性格にふさわしいことであり、又何
も今日の法律に違反するものではない
と考えております。

次に、七十万以上の市に、その市の
議決によつて府県警察と並列する警察
を認められたのは、何を基準にしたのかと
いう意味のお話があつたのでございま
すが、これは、人口七十万以上と申し
ますのは大体府県の規模に匹敵するこ
うなところと、もう一つは、今日まで
市部は市部で独自の自治警察を経営し
て来た経験と申しますか、沿革も考へ
て、この辺のところを妥当であらうと
いうことで基準を定めた次第でござい
ます。

更に財政の問題についても言及され
たのでございませうが、財政につきま

ては、二十八年度はそれ／＼従来の通
りの負担とするということになつてお
ります。従つて、自治警を持つており
ました市町村が府県警察と性格が変り
ましたのに、その警察の費用を持つ
は不自然ではないかというお尋ねは御
尤もでありますけれども、財源措置と
いたしましては、それ／＼その都市の
税収入と平衡交付金を以て賄われるこ
とになつております。平衡交付金
の行かない所は独自の税収入を以て必
要費は賄われることになつておりま
す。性格は変りましたけれども、暫
定措置として従来の通りの負担にして
置くことは、新たに負担を増加するこ
とにはなりませんので、差支へはない
と考えております。「おかし」と呼
ぶ者あり

更に地方財政法の第四條の規定につ
いて違反はしないかというお話であ
りました。四條の規定は、寄附の強
制制当を禁止するという意味の規定で
あると考えておりますが、今回の府県
の警察費の負担、更に自治警を持つて
おりましたところの市町村が来年度限
り暫定措置として負担いたしますこと
は、法律に基く負担でございませうか
ら、同条には關係ないじやないかと考
えております(拍手)

「政府委員淺井清君登壇、拍手」
○政府委員(淺井清君) お答えを申上
げます。
このたび提案されました警察制度と
公務員制度との關係についてのお尋ね
でございましたが、第一に、公務員の
組織といたしましては國家公務員と地方
公務員とが混合いたしておりますこと
は、御指摘のごとく異例であると思

つております。外國の実例につきまし
てはここに報告する資料を持ちません
が、若し実例ありたいと思つても、
同様に例外的なものでないかと思つて
おります。併し現行制度上こういう混
合が全くないわけではございません。
即ち、地方自治法附則第八條の職員は
國家公務員でございませうために、都
道府県庁におきましては地方公務員と
國家公務員とが混合いたしておるとい
うような、例外ではございませうが実
例がございませう。

第二に、警視以上が國家公務員で
ございませうために、國家公務員が地方
公務員に君臨する云々の御論議がござ
いませうが、成るほど國家公務員が地方
公務員を指揮監督いたした、又は地方
公務員が國家公務員を指揮監督すること
は異例でございませう。併しながら、現
行法上かような例が全然ないとは申さ
れないのでございませう。只今申上げ
ました地方自治法附則第八條の職員
は、國家公務員でありながら都道府県
知事の指揮監督を受けておるといふよ
うな実例も、例外ながらあるのでござ
いませう。

そこで問題は、結局何故にかける異
例の制度が必要であるかという点に歸
するのでございませうが、これは人事
院といたしましては所管外のことで
ございませうので、所管大臣よりお答え
になりました通りでございませう。(拍
手)「その通り」「事實の説明を求めて
おるのじやないのだ」と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 岩木哲夫君。
「岩木哲夫君登壇、拍手」
○岩木哲夫君 私は改進黨を代表しま
して、只今政府が説明されました警察

警察法案に對しまして、以下述ぶるやうな若干の質疑をいたしたいと思つてあります。

先づ第一に、警察のあり方について、首相並びに法務大臣の御意見を伺いたいのではありません。警察の行方職務は、その性質から申しまして、強力な権力を持つものであるといふことは止むを得ないところかも知れません。併しながらそのために、その本来の使命であるところの個人の自由権を抑圧しがちであるといふことは、これまで我が国がしばしば経験して来たところであります。従つて警察をそのような抑圧的な機関から救済するためにどうしたならばいいか、本當の警察といふものはどういふ姿のものでなければならぬいかというところを考へてみまするに、これには先づ第一に、制度としては民主的な警察を確立するといふこと。そしてこれを公正に運用すること。この制度並びにその運用に關しましては特段の努力が払われなければならぬと思つてあります。ところで、警察の民主的な制度といふのはどういふことであるか。これは一口に申しますならば、警察権力の集中を避けるといふこと、中央集権化を飽くまで避けるといふことが、その實際の姿でなければなりません。それから公正な運用といふのはどういふのか。これは住民の意思が何らかの形においてその運用に反映するといふこと、これが公正な運用を期するところの原則ではないかと考へられるのであります。

そこで、日本の警察であります、戦前の警察は、御承知のようにその制度自体が極めて非民主的であつた。い

や、制度が非民主的であつたといふばかりでなく、むしろ日本の民主化を阻害する一大障害であつたといふことは、すでに御承知の通りだと思つて。特に権力の集中が甚だしく、例の内務大臣が警察権を掌握し、単に刑事警察或いは保護警察の範圍ばかりではなくて、政治警察の範圍にまで警察権を行使して、幾多の忌むべき事件を惹き起して

いること、これ又すでに御承知の通りだと思つてあります。一般の人々は、警察と言へば、権力を以て威圧するものだといふ感じを持つておつたことは、これは何人も否定することのできないだらうと思つて。そこで戦争後警察が解体されました。いわゆる國家地方警察、それから自治体警察、こう二本建になり、その運用の面につきましてもそれ／＼公安委員会が設けられまして、これが警察を管理するといふことになつたのであります。これは制度の上から申しまして、極めて適切な措置であつたと申さなければなりません。然るに今回政府は、占領下時代の行過ぎを是正するといふ名目のもとに、この二本建の警察を一本建にする。而もそればかりではない、過度の権力集中をこれに行おうとしておる。これは戦前の警察以上に中央集権化したものであり、曾つての警察國家の再現であると申さなければなりません。人は馬を水辺に曳いて行くことはできるが、併し馬に水を飲ませることができないといふことが言われておられます。権力によつて抑圧することはできるかも知れません。併し権力は畢竟力でありませぬ。物理的な力であり、人を信頼せしむるものではないま

せん。否、権力に頼るものは、結局においては力によつて破られることも知らなければなりません。今回の警察制度の改正は、力を以て人民を恫伏せしめようとする極めて反動的な改正であると申さなければならぬのであります。この点に關しまして首相並びに法務大臣の警察のあり方といふことについて明快な御答弁をお願いしたいのであります。

第二にお尋ねいたしたいのは、只今申しました警察権力の集中に關する問題であります。私は先ほど、戦前にもない警察國家の再現であると申しました。戦前では内務大臣が警察行政の責任者でありました。そのもとに警保局長が置かれ、これが全国の警察を指図をいたしておつたのであります。ところが今回の改正によりまして、警察局長の長官は國務大臣である。曾つての内務大臣と等しい地位に置かれておる。而もこの警察局長は次長以下の警視總監も警察本部長もすべてその人事権を握るのであります。而もこの警察局長の地位は、前の内務大臣に比べますと更に直接的に警察官の指揮監督を行うことができるようになつておる。内務大臣は、成るほど警察官を指揮監督しておつた。併し府県の警察官については、知事の指揮監督のもとに立たざるを得なかつた。ところが今度の警察局長は、一切の警察官の指揮監督を行うことができるのであります。これは警察局長官と内務大臣との比較であります。更にその現在の警察局長官の置かれてある地位を考へますと、終局においては内閣總理大臣の権限といふものが非常に強

化されて来るといふことを注意しなければなりません。内務大臣は戦前におきましては天皇輔弼の機關でありました。總理大臣といへども、その任免を自由に行うことができなかったものであります。ところが新憲法におけるこの行政の最高責任者は内閣總理大臣であります。内閣總理大臣は各大臣に對しまして任免の権限を持つております。自由、如何にも大臣の任免ができるのであります。而もこの内閣總理大臣は保安庁長官を通じて保安隊を持つております。法務大臣を通じて檢察権を持つております。今又警察局長官を通じて全国十一万五千の警察隊をその指揮監督の下に置くことができるのであります。軍隊と警察とそれから檢察、この三つをその一手に握ることができる内閣總理大臣の地位は、独裁君主にも等しいものではないかと思つてあります。(吉田大元帥と呼ぶ者あり)従つて、警察権力の集中は、終局においては独裁を招来するところの危険があるのではないかとこのことを恐れるのであります。この点に關しまして内閣總理大臣並びに法務大臣の御所見を伺いたしたのであります。

更に第三にお尋ねいたしたいのは、自治警廢止の根拠についてであります。自治警は極めて非能率的である。而も自治警は情実を伴いがちである。だからして自治警を廢止するのだといふ政府側の説明であります。併しながら非能率的である、或いは情実がそこに絡まつておるといふことは、今日一切の制度に見られるところの現象であります。弊害であります。この弊害は是非とも除かなければなりません。ひとりで自治警のみ見られるところの現象であると申すことはできないのであります。更に又政府の説明によると、自治警は極めて力が弱い。或いは國警と自治警とのグレンツ／＼ポイントにおけるところの盲点がしばしば利用される危険がある。こういふことを申しておるのであります。併しながら内乱や騷擾などの問題について考へる場合には、私どもは内乱や騷擾が何故起るかといふところに思ひをひそめなければなりません。内乱や騷擾が起るような事態を社会にそのまま放任しながら、それをこれに對してあたかも内乱や騷擾を行つ者が、我々にとつて不倶戴天の敵であるかのごとくに、これを取締るというところにのみ急であつては、本當の社会秩序といふものを守ることができないのであります。自治警がそれに対して極めて力が弱い、非力であるといふならば、これに對して今日の自治警の幾つかを共同行動に出でしめるといふことも考へられるのではないかと申すのであります。それから自治警は余りにも住民に氣兼ねをしておる、十分な警察機能を發揮することができないといふことも、恐らく政府側の提案理由の一つになつておるかも知れません。だが、住民に氣兼ねするほうが、中央の鼻息を窺つて、そうして政治的に行動するよりは、まだ増しではないかと思つてあります。自治警廢止に伴うところの財産の処理や、或いは又警察官の給与の問題等については、すでに同僚諸君によつて述べられましたから、私だけあえてこの点には触れるこ

とを省いておきます。

最後に、警察官の質的低下に関する問題についてお尋ねいただいたのであります。警察官は、先ほど申しましたように個人の自由権を保護する任務を持つておるものであります。ところがその警察官がしばしば人民の自由権を保護するどころか、人民に対して暴行を加えるということが報ぜられておるのであります。保護に任ずべきところが責務を持つところの警察官が人々に對して暴行を加えるに至つては、全く言語道断と申さなければならぬと思つておられます。更に又研修の問題であります。警察法の中にも、研修に關しては、警察大学校が設けられるとか、その他の研修機関の定めがあります。併しながら、幾らこういう機関を設けたところで、果して警察官の質的向上というものを我々は望むことができないであらうか。むしろ依然として同じお巡りさんが人民を弾圧するということだけが我々に映るのではないかと、このことを私は恐れるのであります。警察官の質的向上を如何にして図ることができるとかという点について、法務大臣の御答弁をお願いしたのであります。

私は最後に、結びといたしまして、西ヨーロッパの諸国がファシズムに移行したあの過程をここで想い起すのであります。イタリアが一九二二年、ドイツが一九三三年、ファシズムに移行いたしました。イタリアの場合もドイツの場合も、そのファシズムに移行し、政權が完全に独裁下に置かれるに至つたあの過程においては、先ず人民の自由を奪ひ、次いで労働組合の活動を制限

する。更に教育の自由、半間の自由、思想の自由というものを制限する。そうして国家機構の集中を図るという過程がとられておるのであります。日本においても、昨年来個人の自由権を制限するための破防法が制定され、更に又今回は労働組合の活動を制限するために、電撃、皮肉のスト制限法案が提出されておる。或いは又教育の自由、半間の自由を制限するために義務教育学校職員法案が上程されている。国家機構の集中のためには今回の警察法案が上程されておる。こういう、誠に西ヨーロッパのファシズムの過程そのものと似通つた過程を今日辿つておるのではないかと、このことを恐れるのであります。

これらの点に關しまして法務大臣はどのように考へていられるか、御答弁をお願いしたのであります。(拍手)
○國務大臣(吉田茂君) 御答へいたします。警察法の改正の趣旨については、しばしば申しましたが、畢竟するに能率的な民主的な警察組織によつて治安の確立を図るのであります。お話のような、警察組織によつて基本人權を無視するとか、或いは國民を圧迫するといふような考へは、政府としては夢想もいたさないこととあります。詳細は主管大臣からお答へをいたします。(拍手)
○國務大臣(犬養健君) 堀議員にお答へをいたします。お話のように警察の職務というものは、本質的にしつかりしてなければ

ばだめだ、併しそれが行過ぎるのが非常にまずいと、これは御同感でありませう。そこで、しつかりしなければならぬが、権力の集中にならない方法はどうかということが、本改正において私もどの責任の中心であると思つておる。これは何度か申し上げようでございます。結局、國民の代表である公安監理会と公安委員会が煙たい後見役になるよりはかかないかと考へております。(隠居しやないのか)と呼ぶ者あり。隠居とは思つておりません。意見の相違でございます。

そこで警察権力の集中化ということでございますが、中央の命令というものは、府県公安委員会、つまり府県の警察の主人である府県公安委員会の中で中斷されるのであります。昨晩も衆議院の分科会において、一体、警察庁長官の命令は、府県に行つて府県公安委員会の中で切れることではないか、そんなあまいことではないのかという逆のお叱りを受けたよりの次第でございます。私も威張る警察は嫌いであります。温かい感じの警察が好きであります。併し國民は同時に火災びんの事件をどうにもできない警察を嫌つておるのであります。(拍手)この改正を望んでおるのでございます。(自治警に對する侮辱だぞ、それは「簡單々々」火災びんなんが簡単に処理できるよ」と呼ぶ者あり)そこで警察庁長官が次長を勝手に任命するといふお話をさせていただきますが、これは私も慎重に考へた次第であります。無条件ではございません。国家公安監理会の意見を聞くのであります。が、意見を聞いてそのままではないか

という御心配もあらうかと思つております。只今の国家公安委員会にしまして、而も私も個人として非常に立派だと尊敬しておる人がおられて、これらの人が、なまかな不当な人事に賛成するものとは思いません。且つ先ほど申し上げましたように、不当な人事をすれば、連袂辞職ということも絶対自由なのであります。そういうことになりませうならば、これは大きい政治問題になつて、必ずやそのような不当な人事を行う内閣といふものは國民に嫌われると信じておるのでございます。(嫌われてはよい)と呼ぶ者あり)それから警察庁の任務が極めて無限大のよきな御心配でございますが、この点はやはり國民に心配をかけては行けないと思つて、第六条に明記したのでございますが、先ほど岩木議員のお話のように、どうもぼんやりしておるということでございます。ならば、委員会におきまして細かくその内容を説明いたしました。政府当局みずからその言明に束縛されるようにいたしましたと思つておる。自治警察が非能率で情実からまつておるというものは、お話の通り自治警察ばかりではございません。それは管轄区域が狭いので、そうなるのでございますから、このたびは府県単位の警察にいたしました。広い天地が求められるようにいたしました次第でございます。併し、それでは自治警察でいいではないか、こういう御議論に行かれますと思つておる。そこは意見の相違といふことになると思つておる。でございますが、(笑聲)アメリカのよ

警察を持つておる。その意味において國家的性格を持つ警察への架け橋として府県の連絡のものを持つ。こういう考へになつた次第でございます。警察官の暴行をどうするか。こういうことでございますが、これもたびたび申し上げる次第でございますが、府県公安委員会は任免、懲戒の勧告権を持つておられて、これを自由に発動さしてもいいと思つておる。

警察官の行過ぎについて、いろいろ考へがないか、措置の方法がないかというお話をさせていただきますが、私は國警担当の大臣として、現に、情において忍びませんが、そういう警察官の行過ぎについては、刑事訴訟法の改正等の方面を以て只今立案しておられて、これは今国会に御審議願ひたいと思つておる。(拍手)

○議長(佐藤栄武君) 須藤五郎君。(須藤五郎君登壇、拍手)

○須藤五郎君 本日は重要法案が審議されるというので、病氣を押して總理が御出席になつておられるにもかかわらず、手党初め同僚議員諸君の「共産党はどうした」と呼ぶ者あり)共産党はここに三分の一ちやんと立つておる。出席のないことは甚だ遺憾だと思つておる。前置きはこれだけにいたしました。

私は日本共産党を代表して、只今提出された警察法案に對し数点の質問をいたしたいと思います。

第一に、この新警察法は、戦前にもその比を見ないほど強力な中央集權的警察制度を意図するものであり、破防法実施のための手足である警察力を強

と、只今の国家公安委員会にしまして、而も私も個人として非常に立派だと尊敬しておる人がおられて、これらの人が、なまかな不当な人事に賛成するものとは思いません。且つ先ほど申し上げましたように、不当な人事をすれば、連袂辞職ということも絶対自由なのであります。そういうことになりませうならば、これは大きい政治問題になつて、必ずやそのような不当な人事を行う内閣といふものは國民に嫌われると信じておるのでございます。(嫌われてはよい)と呼ぶ者あり)それから警察庁の任務が極めて無限大のよきな御心配でございますが、この点はやはり國民に心配をかけては行けないと思つて、第六条に明記したのでございますが、先ほど岩木議員のお話のように、どうもぼんやりしておるということでございます。ならば、委員会におきまして細かくその内容を説明いたしました。政府当局みずからその言明に束縛されるようにいたしましたと思つておる。自治警察が非能率で情実からまつておるというものは、お話の通り自治警察ばかりではございません。それは管轄区域が狭いので、そうなるのでございますから、このたびは府県単位の警察にいたしました。広い天地が求められるようにいたしました次第でございます。併し、それでは自治警察でいいではないか、こういう御議論に行かれますと思つておる。そこは意見の相違といふことになると思つておる。でございますが、(笑聲)アメリカのよ

警察を持つておる。その意味において國家的性格を持つ警察への架け橋として府県の連絡のものを持つ。こういう考へになつた次第でございます。警察官の暴行をどうするか。こういうことでございますが、これもたびたび申し上げる次第でございますが、府県公安委員会は任免、懲戒の勧告権を持つておられて、これを自由に発動さしてもいいと思つておる。

警察官の行過ぎについて、いろいろ考へがないか、措置の方法がないかというお話をさせていただきますが、私は國警担当の大臣として、現に、情において忍びませんが、そういう警察官の行過ぎについては、刑事訴訟法の改正等の方面を以て只今立案しておられて、これは今国会に御審議願ひたいと思つておる。(拍手)

○議長(佐藤栄武君) 須藤五郎君。(須藤五郎君登壇、拍手)

○須藤五郎君 本日は重要法案が審議されるというので、病氣を押して總理が御出席になつておられるにもかかわらず、手党初め同僚議員諸君の「共産党はどうした」と呼ぶ者あり)共産党はここに三分の一ちやんと立つておる。出席のないことは甚だ遺憾だと思つておる。前置きはこれだけにいたしました。

私は日本共産党を代表して、只今提出された警察法案に對し数点の質問をいたしたいと思います。

第一に、この新警察法は、戦前にもその比を見ないほど強力な中央集權的警察制度を意図するものであり、破防法実施のための手足である警察力を強

化し、ファツシヨ体制の最後の総仕上げであるとして断ぜざるを得ないのであります。全国の警察権が國務大臣たる警察庁長官に掌握される結果、總理大臣は、右手に保安庁長官を通じて十万余の保安隊を握り、左手に十万余の警察隊を握り、更に法務大臣を通じて一切の檢察権を掌握し、実に恐るべき独裁者の権力を持つに至る。これは全くの臨戦体制を作るものであります。先般來戰爭の危険はないと繰返し答弁してゐる總理は、なぜかくも性急にかゝる重大な法律案の国会通過を焦る必要があるのか。それは、日本政府みずからが戰爭を誘発するがごとき冒險的計画を持つてゐるが故にかゝる非常事態に備へた警察法改正をあえてしなければならぬのではないか。國民は今や不安の念に驅られてゐる。總理は明快に答弁する責任があると思ひます(答弁無用)と呼ぶ者あり)

第二に、今回の警察法案を就んでみると、警察が極めて軍隊的色彩を持つてゐることが明かでありませう。すべての組織、規定が國家非常事態を前提として組まれてゐる。五つの地方警備局の区分及び北海道の方面隊組織は、明かにアメリカ駐留軍及び保安隊の配置に照応し、駐留軍司令官の指揮下に命令一下動員できる体制であり、これはすでに泥棒を捕えるための警察ではないと言ふべきであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)政府は、國民の強い反対の前に今すぐ再軍備ができないので、この改正法案によつて保安隊を事実上一挙に二倍に増強し、これによつて一方ではアメリカ政府当面の再軍備要求に応え、これと引換えに、軍事援助、

經濟援助を引出す醜い取引を池田君にやらせ、他方では國民に対し再軍備はやらぬといふごまかす魂胆ではないか。これは保安隊の朝鮮出兵が要請されたとき、その留守師団の役割を警察にやらせようとの意図ではないか。木村保安庁長官の答弁を求めたいと思ひます。

第三に、私はアメリカ駐留軍及び在日のアメリカ警察機關との關係について質したいと思ひます。前述のごとく、政府は國家非常事態に際し安全保障条約に基いて、全日本の警察力を命令一下、駐留軍司令官の指揮下に入れるように、自治體警察と國家地方警察を一本化し、その際、障害となるかも知れないところの公安委員会、地方議會の警察権への介入を排除しようとしてゐることは明かでありませう。従つて政府は、この改正は、占領制度の行過ぎ是正なりと称し、八年に亘るアメリカの占領制度に対する國民の忍痛を利用して國民の賛成を求めようとしてゐるが、事實は全く逆であります。政府は、安保条約のみでなく、行政協定第二十三條に基き、この警察法の改正をアメリカ政府より強要されてゐるのではないか。行政協定第二十三條には、「日本國政府は、その領域においてアメリカ軍の安全を確保するため必要な立法やその他の措置をとることに同意する」とあります。現に問題となつてゐる砲地事件においては、アメリカ警察機關に対し國警長官が関与し、又中國やソ同盟より帰つた同胞の呼出しに対しても協力してゐるのは、何によるか。表面独立したと言ひ、占領制度を是正すると言ひながら、実は

請和、安保兩条約や行政協定に縛られて、日本國民の基本的人權を根本から侵すのがごとき真れある今回の警察法改正を行わんとするのを見て、占領制度はむしろ譲和後において吉田内閣の手で強化されてゐると言ふべきでありませう。若し日本政府独自の立法なりとすれば、与党たる自由党内にさえ多くの反対があり、自由黨員の知事、市長が絶対反対を唱へてゐるこの法案を、内閣の運命を賭けてまで、なぜあつて通さなければならぬのか。

第四に、このようにアメリカのための下請警察を作るために、政府は國民の大反対にもかかわらずこの改正案をあえて国会に上程した。第一条で「民主的の理念を基調とする効率的な警察の組織を定める」と言つてゐるが、國民の中でこれを信用する者が一体何人いるだろうか。過去において、又現在においても、警察が行なつてゐる火災の弾圧の事實、暴虐なる遊行、國民は知つておられます。民主的の理念は單なる形容詞に過ぎず、残るのはただ効率的な警察の組織、即ち効率的に國民を弾圧するための警察であります。

昨日、大分県別府から一通の手紙が届きました。開いて見ると、別府市警で朝鮮人の一輪タク業者が路間に会つて無情にも虐殺されたという事件に関する謝罪であります。これは、つい数日前の二十日の出来事であります。二十一日、輪タク業者金君の身柄解放の通知を受けて友人が別府市警に行くと思ひがけなくも同君の冷たい死体を渡されたというのであります。詳しいことは略しますが、九大の北条博士が解剖の結果、ここに解剖の事實もあつた

が、「死体の背中一面に無数の打撲傷があり、頭脳内には外傷なくして多量の内出血あり、これが致命傷だ」と博士も証明してゐるとあります。事實とすると、これは曾つて小林多喜二を虐殺したのと同様の状態であります。警察當局は金君の過失による死亡であると強弁して責任を回避してゐるので、大分県の各政党、公安委員会、人權擁護委員会などで取上げて、政府の責任を追及してゐると述べ、かくのごとき暴虐な警察の権力を更に強めるような警察法の改正をぜひ国会で阻止して欲しいと請願して來てゐるのであります。

國民の各階級階層の生活擁護、平和擁護、獨立のための運務に対し、警察が弾圧を事としてゐる事實は余りにも多く、ここに枚挙し切れないのであります。私が、私はここに最近起つた二、三の事實を挙げるにとどめます。因縁初め多くの労働組合には、絶えず私服警官が入りびたつて、会社の勤務課、職場防衛隊と連絡しながら、組合活動家の調査を行なつており、日本レイヨンの京工場では女子寄宿舎に警官が泊り込んでゐる事實さえあります。又昨年十月、京都西陣の自由労働組合員に対し、暴力団約三十名が、戰爭に反対するやつをやつつけろと襲いかかつて十数名に傷を負わせたとき、制服、私服の警官七名は、暴力団を阻止せず、むしろこれに加担して暴行を働いてゐる。農民に対しても、昨年九月、淡路島葦原における山林管理組合の多数農民の逮捕、十月には山梨県曙村において、警察が警防団を唆かした結果、山林開放の団体交渉の前途、一農民が撲殺された事件など、現在の警

察は、明かに一部特権階級の警察と化しておられます。メーデーの不法発砲事件は、最近の公判廷で検事が発言に窮してゐるのも明かなごとく、全く警察の意識的撲殺であつたのであります。思想弾圧については、雑誌「平和」「世界」の讀者を警官が調査してゐる事實について、我が党の兼岩君が質問したのに対し、法務大臣はその事實なしと返答して來たが、「その通り」と呼ぶ者あり)岩手県東磐井郡千厩町の南門文庫という書店の名まで明かになつてゐるのであります。善良な國民を不逞のやから扱いにする吉田首相が一切の警察権を掌握する政府の手で、改正警察法が民主的の理念を基調として運営されるとは誰も考えも及ばぬことでもあります。果して民主的の理念を基調として運営できるという保証がどこにありませう。全く笑ふべき發言に過ぎないのであります。かくのごとき弾圧を事とする警察権の強化を企図しながら、この改正法案には、警察官の行過ぎや人權蹂躪に關して國民を救済する規定を何ら盛つていないのであります。政府は別に警察官道徳審査会を設ける立法を考慮してゐるやうにありますが、問題は未端の一警官や一警察署長の行過ぎを処罰することではなない。メーデー事件の場合のように、警察権を一手に掌握する警察庁長官に重大な過ちがあつた場合、これを如何にするか。かかる規定を一条も持たないやうな本改正法案は審議するに値しないと思ひますが、法務大臣はこれに對し如何なる対策を持つておられるか、伺ひたいと思ひます。

が、死体の背中一面に無数の打撲傷があり、頭脳内には外傷なくして多量の内出血あり、これが致命傷だ」と博士も証明してゐるとあります。事實とすると、これは曾つて小林多喜二を虐殺したのと同様の状態であります。警察當局は金君の過失による死亡であると強弁して責任を回避してゐるので、大分県の各政党、公安委員会、人權擁護委員会などで取上げて、政府の責任を追及してゐると述べ、かくのごとき暴虐な警察の権力を更に強めるような警察法の改正をぜひ国会で阻止して欲しいと請願して來てゐるのであります。

國民の各階級階層の生活擁護、平和擁護、獨立のための運務に対し、警察が弾圧を事としてゐる事實は余りにも多く、ここに枚挙し切れないのであります。私が、私はここに最近起つた二、三の事實を挙げるにとどめます。因縁初め多くの労働組合には、絶えず私服警官が入りびたつて、会社の勤務課、職場防衛隊と連絡しながら、組合活動家の調査を行なつており、日本レイヨンの京工場では女子寄宿舎に警官が泊り込んでゐる事實さえあります。又昨年十月、京都西陣の自由労働組合員に対し、暴力団約三十名が、戰爭に反対するやつをやつつけろと襲いかかつて十数名に傷を負わせたとき、制服、私服の警官七名は、暴力団を阻止せず、むしろこれに加担して暴行を働いてゐる。農民に対しても、昨年九月、淡路島葦原における山林管理組合の多数農民の逮捕、十月には山梨県曙村において、警察が警防団を唆かした結果、山林開放の団体交渉の前途、一農民が撲殺された事件など、現在の警

昭和二十八年二月二十七日 參議院會議録第二十八号 警察法案(議員説明)

山下 義信君	上條 愛一君
須藤 五郎君	堀 眞琴君
鈴木 清一君	池田七郎兵衛君
大山 郁夫君	千田 正君
堂森 芳夫君	深川タマエ君
三好 始君	紅露 みつ君
松永 善雄君	岩木 哲夫君
堀木 鎌三君	鈴木 強平君
稻垣平太郎君	松浦 清一君
村尾 重雄君	鬼丸 義齊君
松浦 定義君	岩男 仁藏君
木内キヤウ君	西田 監男君
曾祿 益君	永井純一郎君
有馬 英二君	松原 一彦君
櫻内 辰郎君	谷口弥三郎君
大隈 信幸君	境野 清雄君
國務大臣	
内閣総理大臣	吉田 茂君
法務大臣	犬養 健君
外務大臣	岡崎 勝男君
大蔵大臣	向井 忠晴君
厚生大臣	山縣 勝見君
農林大臣	廣川 弘禎君
國務大臣	緒方 竹虎君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	木村篤太郎君
國務大臣	本多 市郎君
政府委員	
法制局長官	佐藤 達夫君
人事院総裁	浅井 清君
国家地方官 察本部長官	斎藤 昇君
国家地方警察 本部総務部長	柴田 達夫君
外務事務官(外 務大臣官房審議 室勸務)	中村 茂君
外務省ア シア局長	倭島 英二君
大蔵政務次官	愛知 揆一君

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号

昭和二十八年二月二十七日 参議院會議録第二十八号

五七六

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京区新区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一
東京区新区市谷本村町一五